

# 公開買付説明書の訂正事項分 (第3回)

2025年6月

**株式会社NTTドコモ**

(対象者：住信SBIネット銀行株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社N T T ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03-5156-1688
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 谷澤 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社N T T ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N T T ドコモをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、住信S B I ネット銀行株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年5月30日付で提出した公開買付届出書（その後訂正された内容を含みます。）及びその添付書類である2025年5月30日付公開買付開始公告（その後訂正された内容を含みます。）につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2025年6月19日に終了したこと、及び公開買付者が公正取引委員会から2025年6月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

(前略)

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月30日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月30日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(後略)

### 6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月23日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年6月22日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月23日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年6月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日に受領したため、同日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から27日間に短縮する旨の2025年6月19日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

- ① 銀行法第52条の9第1項（公開買付者）  
許可等の日付 2025年6月13日  
許可等の番号 金監督第1810号
- ② 銀行法第52条の9第1項（NTT）  
許可等の日付 2025年6月13日  
許可等の番号 金監督第1810号

(訂正後)

- ① 銀行法第52条の9第1項（公開買付者）  
許可等の日付 2025年6月13日  
許可等の番号 金監督第1810号
- ② 銀行法第52条の9第1項（NTT）  
許可等の日付 2025年6月13日  
許可等の番号 金監督第1810号

③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- 許可等の日付 2025年6月19日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）  
許可等の番号 公経企第730号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）  
許可等の日付 2025年6月19日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）  
許可等の番号 公経企第731号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>に</sup>準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出<sup>に</sup>関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>に</sup>準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(前略)

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(前略)

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(前略)

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(前略)

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

# 公開買付説明書の訂正事項分 (第2回)

2025年6月

**株式会社NTTドコモ**

(対象者：住信SBIネット銀行株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社N T T ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03-5156-1688
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 谷澤 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社N T T ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N T T ドコモをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、住信S B I ネット銀行株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年5月30日付で提出した公開買付届出書（その後訂正された内容を含みます。）につきまして、公開買付者において2025年6月16日付で役員の異動が生じたこと、及び対象者が2025年6月17日付で事業年度第18期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

⑤ 役員の職歴及び所有株式の数

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

② 半期報告書

6 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

#### ⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

(訂正前)

2025年5月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	前田 義晃	1970年 4月4日	2000年5月 当社 入社 2013年7月 当社 マーケットビジネス推進部長 2015年7月 当社 コンシューマビジネス推進部長 2016年7月 当社 プラットフォームビジネス推進部長 2017年6月 当社 執行役員 プラットフォームビジネス推進部長 2020年6月 当社 常務執行役員 プラットフォームビジネス推進部長、デジタルマーケティング推進部長兼務 2020年7月 当社 常務執行役員 マーケティングプラットフォーム本部長 2022年6月 当社 代表取締役副社長 マーケティングプラットフォーム本部長、スマートライフビジネス本部長兼務 データ活用戦略担当 2022年7月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 データ活用戦略、スマートライフカンパニー担当 2024年6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	—
代表取締役	副社長	齋藤 武	1966年 11月5日	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2013年6月 当社 人事部 担当部長 2016年6月 当社 第一法人営業部長 2019年6月 当社 執行役員 第一法人営業部長 2020年6月 当社 執行役員 九州支社長 同 株式会社ドコモCS九州 代表取締役社長 2022年6月 当社 常務執行役員 関西支社長 同 株式会社ドコモCS関西 代表取締役社長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 スマートライフカンパニー、営業、データ活用戦略、情報戦略担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コンシューマサービスカンパニー長 コンシューマサービスカンパニー、データ活用戦略、情報戦略担当 (現在に至る)	—
代表取締役	副社長	小林 啓太	1966年 12月30日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2010年7月 当社 財務部 担当部長 2014年7月 当社 関西支社 企画総務部長 2017年6月 当社 広報部長 2020年6月 当社 執行役員 財務部 次長 2020年12月 当社 執行役員 財務部長 2023年6月 当社 常務執行役員 財務部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 (現在に至る)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	副社長	佐藤 隆明	1967年 3月21日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2011年7月 当社 研究開発推進部 担当部長 2014年7月 当社 R&D戦略部 担当部長 2016年7月 当社 サービスデザイン部長 2019年7月 当社 サービスイノベーション部長 2020年6月 当社 執行役員 北陸支社長 同 株式会社ドコモCS北陸 代表取締役社長 2023年6月 当社 常務執行役員 R&Dイノベーション本部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 R&Dイノベーション本部長 技術、デバイス、資材、ネットワーク担当 (現在に至る)	—
取締役	—	新宅 正明	1954年 9月10日	1978年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1991年12月 日本オラクル株式会社入社 2000年8月 同社 代表取締役社長 2001年1月 米国オラクル・コーポレーション 上級副社長 2008年4月 認定NPO法人 スペシャルオリンピックス日本 (現 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本) 副理事長 2008年6月 日本オラクル株式会社 代表取締役会長 2008年8月 同社 エグゼクティブアドバイザー 2009年11月 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 (現在に至る) 2011年7月 クックパッド株式会社 社外取締役 2015年12月 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外取締役 2019年3月 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 参与 2020年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 2021年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役 2022年1月 同社 取締役 (現在に至る) 2023年4月 順天堂大学医学部附属順天堂医院 外部監査委員 (現在に至る)	—
取締役	—	菊地 伸	1960年 1月17日	1982年4月 自治省 (現 総務省) 入省 1989年4月 弁護士登録 (第41期) ・第二東京弁護士会所属 (現在に至る) 同 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 1997年9月 ニューヨーク州弁護士登録 (現在に至る) 1998年4月 日比谷パーク法律事務所 設立パートナー 2004年10月 森・濱田松本法律事務所 パートナー 2005年6月 株式会社ジャフコ 社外監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授 2020年4月 外苑法律事務所 パートナー弁護士 (現在に至る) 2020年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 2022年6月 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役 (現在に至る) 同 株式会社読売広告社 社外監査役 2023年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役 (現在に至る)	—
取締役	—	石渡 明美	1960年 8月23日	1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 入社 1985年12月 花王株式会社 入社 2010年3月 同社 生活者研究センター センター長 2015年3月 同社 執行役員 コーポレートコミュニケーション部門 統括 2021年1月 同社 エグゼクティブ・フェロー 2022年1月 同社 特命フェロー 2022年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 同 MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 (現在に至る)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	栗山 浩樹	1961年 5月27日	<p>1985年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2014年6月 同 取締役 新ビジネス推進室長</p> <p>2019年6月 同 常務取締役 新ビジネス推進室長</p> <p>2020年6月 同 執行役員 同 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役副社長 ビジネスソリューション本部長</p> <p>2021年6月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長</p> <p>2021年7月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長、ビジネスソリューション本部スマートワールドビジネス部長兼務</p> <p>2022年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略担当</p> <p>2023年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略、CSR担当</p> <p>2024年5月 グローバル事業企画株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) (現 株式会社NTTドコモ・グローバル)</p> <p>2024年6月 当社 取締役 (現在に至る)</p>	
取締役	—	小島 克重	1965年 9月12日	<p>1989年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2019年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 取締役 第四営業本部長</p> <p>2020年4月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第三 ビジネスソリューション部長 第四ビジネスソリューション部長兼務</p> <p>2020年6月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第四 ビジネスソリューション部長</p> <p>2021年6月 同 執行役員 ビジネスソリューション本部 第四 ビジネスソリューション部長</p> <p>2023年6月 同 常務執行役員 ビジネスソリューション本部 長</p> <p>2024年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る) 同 当社 取締役 (現在に至る)</p>	—
取締役	二	黒岩 真人	1958年 9月29日	<p>1981年4月 日本電信電話公社入社</p> <p>2011年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 経営企画部長</p> <p>2013年6月 同社 取締役 通信ビジネス事業本部 営業部長</p> <p>2014年6月 同社 取締役 ネットワーク事業本部長</p> <p>2015年6月 同社 常務取締役 ネットワーク事業本部長</p> <p>2017年6月 同社 代表取締役副社長 通信ビジネス事業本部 長</p> <p>2017年7月 同社 代表取締役副社長 テレコムビジネス事業 本部長</p> <p>2021年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2022年1月 当社 取締役 (現在に至る)</p> <p>2022年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取 締役社長 社長執行役員 (現在に至る)</p>	二

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	爪長 美菜子	1972年 4月26日	<p>1995年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2014年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 西日本営業本部 第一営業部門 担当部長</p> <p>2017年7月 同 経営企画部 サービス戦略部門 担当部長</p> <p>2019年6月 同 経営企画部 営業戦略部門 担当部長</p> <p>2020年4月 同 ビジネスソリューション本部 事業推進部 事業推進部門長</p> <p>2020年6月 日本電信電話株式会社 新ビジネス推進室 担当 部長</p> <p>2022年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役</p> <p>2023年6月 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 マーケティング部門長</p> <p>同 日本情報通信株式会社 取締役 (現在に至る)</p> <p>2024年6月 当社 取締役 (現在に至る)</p> <p>同 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 アライアンス部門長 (現在に至 る)</p>	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	白川 貴久子	1963年 6月9日	<p>1988年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2006年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 マーケ ティング本部代理店営業部部門長</p> <p>2008年7月 当社 関西支社マーケティング本部代理店営業部 部門長</p> <p>2009年7月 当社 情報システム部担当部長</p> <p>2018年7月 当社 執行役員 デジタルマーケティング推進部 長</p> <p>2020年6月 当社 執行役員 中国支社長</p> <p>2023年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)</p>	—
取締役 (常勤監査等委員)	二	齋藤 謙二郎	1959年 7月10日	<p>1983年4月 日本電信電話公社 入社</p> <p>2012年11月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 経営企 画部 担当部長</p> <p>2013年6月 同社 取締役 経営企画部長</p> <p>2016年6月 同社 常務取締役 経営企画部長 ビジネスクリ エーション部長</p> <p>2019年6月 同社 常務取締役 ネットワーククラウド事業本 部部長</p> <p>2020年6月 同社 代表取締役副社長 ネットワーククラウド 事業本部部長</p> <p>2022年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)</p>	二
取締役 (常勤監査等委員)	—	原田 清志	1962年 1月11日	<p>1986年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2015年6月 東日本電信電話株式会社 取締役 神奈川事業部 長 神奈川事業部神奈川支店長兼務</p> <p>2016年6月 同 取締役 ビジネス&amp;オフィス営業推進本部 副本部長 ビジネス&amp;オフィス営業推進本部 ビ ジネス営業部長兼務</p> <p>同 株式会社NTT東日本一南関東 取締役</p> <p>2017年7月 東日本電信電話株式会社 取締役 ビジネスイノ ベーション本部 副本部長 ビジネスイノベーシ ョン本部 バリュークリエイト部長兼務</p> <p>2019年6月 NTTファイナンス株式会社 常務取締役 ビリング 事業本部部長</p> <p>2022年6月 同 代表取締役副社長 ビリング事業本部部長</p> <p>2024年6月 当社 社外取締役 (常勤監査等委員) (現在に至 る)</p>	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役 (常勤監査等委員)	—	池田 佳隆	1961年 11月22日	1984年4月 日本電信電話公社 入社 2010年7月 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 2012年6月 同社 兵庫支店長 関西事業本部 副本部長兼務 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 総務人事部長 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 常務取締役 企画総務部長 事業連携推進部長 2022年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	—
取締役 (監査等委員)	—	千葉 通子	1961年 6月27日	1984年4月 東京都庁 入庁 1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年3月 公認会計士登録 2004年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2010年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2016年9月 千葉公認会計士事務所 公認会計士(現在に至る) 2018年6月 カシオ計算機株式会社 社外監査役 2019年3月 D I C株式会社 社外監査役 2019年6月 カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等委員 (現在に至る) 同 T D K株式会社 社外監査役 2022年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員(現在に至る) 2022年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2023年6月 株式会社ニコン 社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2024年6月 三井不動産株式会社 社外監査役(現在に至る)	—
計					—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	前田 義晃	1970年 4月4日	2000年5月 当社 入社 2013年7月 当社 マーケットビジネス推進部長 2015年7月 当社 コンシューマビジネス推進部長 2016年7月 当社 プラットフォームビジネス推進部長 2017年6月 当社 執行役員 プラットフォームビジネス推進部長 2020年6月 当社 常務執行役員 プラットフォームビジネス推進部長、デジタルマーケティング推進部長兼務 2020年7月 当社 常務執行役員 マーケティングプラットフォーム本部長 2022年6月 当社 代表取締役副社長 マーケティングプラットフォーム本部長、スマートライフビジネス本部長兼務 データ活用戦略担当 2022年7月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 データ活用戦略、スマートライフカンパニー担当 2024年6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	—
代表取締役	副社長	齋藤 武	1966年 11月5日	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2013年6月 当社 人事部 担当部長 2016年6月 当社 第一法人営業部長 2019年6月 当社 執行役員 第一法人営業部長 2020年6月 当社 執行役員 九州支社長 同 株式会社ドコモCS九州 代表取締役社長 2022年6月 当社 常務執行役員 関西支社長 同 株式会社ドコモCS関西 代表取締役社長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 スマートライフカンパニー、営業、データ活用戦略、情報戦略担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コンシューマサービスカンパニー長 コンシューマサービスカンパニー、データ活用戦略、情報戦略担当 (現在に至る)	—
代表取締役	副社長	小林 啓太	1966年 12月30日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2010年7月 当社 財務部 担当部長 2014年7月 当社 関西支社 企画総務部長 2017年6月 当社 広報部長 2020年6月 当社 執行役員 財務部 次長 2020年12月 当社 執行役員 財務部長 2023年6月 当社 常務執行役員 財務部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 (現在に至る)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	副社長	佐藤 隆明	1967年 3月21日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2011年7月 当社 研究開発推進部 担当部長 2014年7月 当社 R&D戦略部 担当部長 2016年7月 当社 サービスデザイン部長 2019年7月 当社 サービスイノベーション部長 2020年6月 当社 執行役員 北陸支社長 同 株式会社ドコモCS北陸 代表取締役社長 2023年6月 当社 常務執行役員 R&Dイノベーション本部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 R&Dイノベーション本部長 技術、デバイス、資材、ネットワーク担当 (現在に至る)	—
取締役	—	石渡 明美	1960年 8月23日	1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 入社 1985年12月 花王株式会社 入社 2010年3月 同社 生活者研究センター センター長 2015年3月 同社 執行役員 コーポレートコミュニケーション部門 統括 2021年1月 同社 エグゼクティブ・フェロー 2022年1月 同社 特命フェロー 2022年6月 当社 社外取締役 (現在に至る) 同 MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 (現在に至る)	—
取締役	二	中川 いち朗	1962年 11月6日	1985年 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2004年 同 理事 2010年 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 株式会社日本HP) 常務執行役員 2014年 シスコシステムズ合同会社 専務執行役員 2018年 同 副社長 2021年 同 代表執行役社長 2024年 McKinsey & Company, Inc. シニア・アドバイザー (現在に至る) 2025年 ピュア・ストレージ・ジャパン株式会社 会長 (現在に至る) 2025年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)	—
取締役	二	道 あゆみ	1966年 1月16日	1988年4月 日本電信電話株式会社 入社 1995年4月 弁護士登録 松尾綜合法律事務所 入所 2001年9月 日本弁護士連合会 司法改革調査室 嘱託 2002年12月 くれたけ法律事務所 入所 2005年4月 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所 入所 同 龍谷大学大学院法務研究科 客員教授 2008年9月 早稲田大学 大学院法務研究科 客員教授 2009年4月 同 教授 (任期付) 同 弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック 入所 (現在に至る) 2011年5月 日本司法支援センター 民事法律扶助課長 2013年5月 日本弁護士連合会 事務総長付特別嘱託 2015年10月 日本弁護士連合会 事務次長 2018年4月 東京弁護士会 副会長 2019年4月 日本司法支援センター 事務局長 2022年2月 株式会社新生銀行 (現 株式会社SBI新生銀行) 社外取締役 2023年6月 日清食品ホールディングス株式会社 社外監査役 (現在に至る) 2023年8月 日本弁護士連合会 司法調査室長 (現在に至る) 2024年9月 レーザーテック株式会社 社外監査役 (現在に至る) 2025年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	栗山 浩樹	1961年 5月27日	1985年4月 日本電信電話株式会社 入社 2014年6月 同 取締役 新ビジネス推進室長 2019年6月 同 常務取締役 新ビジネス推進室長 2020年6月 同 執行役員 同 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 代表取締役副社長 ビジネスソリューション本部長 2021年6月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長 2021年7月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長、ビジネスソリュ ーション本部スマートワールドビジネス部長兼務 2022年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、 アライアンス、情報戦略担当 2023年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、 アライアンス、情報戦略、CSR担当 2024年5月 グローバル事業企画株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) (現 株式会社NTTドコモ・グローバル) 2024年6月 当社 取締役 (現在に至る)	
取締役	—	小島 克重	1965年 9月12日	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2019年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役 第四営業本部長 2020年4月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第三 ビジネスソリューション部長 第四ビジネスソリ ューション部長兼務 2020年6月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第四 ビジネスソリューション部長 2021年6月 同 執行役員 ビジネスソリューション本部 第 四ビジネスソリューション部長 2023年6月 同 常務執行役員 ビジネスソリューション本部 長 2024年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至 る) 同 当社 取締役 (現在に至る)	—
取締役	—	爪長 美菜子	1972年 4月26日	1995年4月 日本電信電話株式会社 入社 2014年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 西日本営業本部 第一営業部門 担当部長 2017年7月 同 経営企画部 サービス戦略部門 担当部長 2019年6月 同 経営企画部 営業戦略部門 担当部長 2020年4月 同 ビジネスソリューション本部 事業推進部 事業推進部門長 2020年6月 日本電信電話株式会社 新ビジネス推進室 担当 部長 2022年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役 2023年6月 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 マーケティング部門長 同 日本情報通信株式会社 取締役 (現在に至る) 2024年6月 当社 取締役 (現在に至る) 同 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 アライアンス部門長 (現在に至 る)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	二	三ヶ尻 哲也	1966年 4月9日	<p>1991年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2015年6月 当社 ソリューションビジネス部長</p> <p>2015年7月 当社 ソリューションサービス部長</p> <p>2019年6月 当社 執行役員 四国支社長</p> <p>同 株式会社ドコモCS四国 代表取締役社長</p> <p>2021年6月 当社 執行役員 ビジネスクリエーション部長</p> <p>2022年6月 当社 常務執行役員 スマートライフ推進部長</p> <p>2022年7月 当社 常務執行役員 スマートライフ戦略部長</p> <p>2023年6月 当社 常務執行役員 スマートライフカンパニー統括長 データプラットフォーム部、コンシューママーケティング部、スマートライフ戦略部担当の統括長</p> <p>2024年7月 当社 常務執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 データプラットフォーム部、カンパニーコーポレート部、カンパニーファイナンス部担当の統括長</p> <p>2025年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)</p> <p>同 当社 取締役 (現在に至る)</p>	—
取締役 (常勤監査等委員)	一	白川 貴久子	1963年 6月9日	<p>1988年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2006年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 マーケティング本部代理店営業部部門長</p> <p>2008年7月 当社 関西支社マーケティング本部代理店営業部部門長</p> <p>2009年7月 当社 情報システム部担当部長</p> <p>2018年7月 当社 執行役員 デジタルマーケティング推進部長</p> <p>2020年6月 当社 執行役員 中国支社長</p> <p>2023年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)</p>	—
取締役 (常勤監査等委員)	二	桑名 正人	1962年 7月13日	<p>1986年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>2016年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 エンタープライズビジネス事業本部 事業企画部長、経営企画部 営業企画室長兼務</p> <p>2016年7月 同 取締役 エンタープライズビジネス事業本部 事業企画部長、営業企画部長兼務、営業企画部戦略推進部門長兼務</p> <p>2017年6月 同 取締役 営業企画部長、ビジネスインキュベーション部長兼務、営業企画部 戦略推進部門長兼務</p> <p>2017年7月 同 取締役 営業企画部長、ビジネスインキュベーション本部長兼務、営業企画部 戦略推進部門長兼務</p> <p>2020年6月 同 取締役 エンタープライズビジネス事業本部長</p> <p>2021年6月 同 常務取締役 エンタープライズビジネス事業本部長</p> <p>2022年6月 同 常務執行役員 エンタープライズビジネス事業本部長</p> <p>2022年12月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 エンタープライズビジネス事業本部長</p> <p>2024年7月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネストランスフォーメーション事業本部長</p> <p>2025年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)</p>	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役 (常勤監査等委員)	—	原田 清志	1962年 1月11日	1986年4月 日本電信電話株式会社 入社 2015年6月 東日本電信電話株式会社 取締役 神奈川事業部長 神奈川事業部神奈川支店長兼務 2016年6月 同 取締役 ビジネス&オフィス営業推進本部 副本部長 ビジネス&オフィス営業推進本部 ビジネス営業部長兼務 同 株式会社NTT東日本一南関東 取締役 2017年7月 東日本電信電話株式会社 取締役 ビジネスイノベーション本部 副本部長 ビジネスイノベーション本部 バリュークリエイト部長兼務 2019年6月 NTTファイナンス株式会社 常務取締役 ビリング事業本部長 2022年6月 同 代表取締役副社長 ビリング事業本部長 2024年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	池田 佳隆	1961年 11月22日	1984年4月 日本電信電話公社 入社 2010年7月 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 2012年6月 同社 兵庫支店長 関西事業本部 副本部長兼務 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 総務人事部長 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 常務取締役 企画総務部長 事業連携推進部長 2022年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	—
取締役 (監査等委員)	—	千葉 通子	1961年 6月27日	1984年4月 東京都庁 入庁 1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年3月 公認会計士登録 2004年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2010年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2016年9月 千葉公認会計士事務所 公認会計士(現在に至る) 2018年6月 カシオ計算機株式会社 社外監査役 2019年3月 D I C株式会社 社外監査役 2019年6月 カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等委員(現在に至る) 同 T D K株式会社 社外監査役 2022年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員(現在に至る) 2022年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2023年6月 株式会社ニコン 社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2024年6月 三井不動産株式会社 社外監査役(現在に至る)	—
計					—

(注) 2025年6月16日付で以下のとおりの役員の変動が生じました。2025年6月16日現在、当該役員の変動について登記申請手続中です。

新たに監査等委員でない取締役に なる者	中川 いち朗 道 あゆみ 三ヶ尻 哲也
新たに監査等委員である取締役に なる者	桑名 正人
監査等委員でない取締役に なくなる者	新宅 正明 菊地 伸 黒岩 真人
監査等委員である取締役に なくなる者	齋藤 謙二郎

## 第5【対象者の状況】

### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1)【対象者が提出した書類】

##### ①【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度	第16期	(自	2022年4月1日	至	2023年3月31日)	2023年6月22日	関東財務局長に提出
事業年度	第17期	(自	2023年4月1日	至	2024年3月31日)	2024年6月18日	関東財務局長に提出
事業年度	第18期	(自	2024年4月1日	至	2025年3月31日)	2025年6月17日	関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度	第17期	(自	2023年4月1日	至	2024年3月31日)	2024年6月18日	関東財務局長に提出
事業年度	第18期	(自	2024年4月1日	至	2025年3月31日)	2025年6月17日	関東財務局長に提出

##### ②【半期報告書】

(訂正前)

事業年度	第18期中	(自	2024年4月1日	至	2024年9月30日)	2024年11月27日	関東財務局長に提出
------	-------	----	-----------	---	-------------	-------------	-----------

(訂正後)

該当事項はありません。

## 6【その他】

(訂正前)

### (1) 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年5月9日付で「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### (i) 損益の状況

会計期間	2025年3月期累計期間
経常収益	146,521百万円
経常費用	108,331百万円
経常利益	38,189百万円
特別利益	3,679百万円
特別損失	94百万円
当期純利益	28,127百万円

#### (ii) 1株当たりの状況

会計期間	2025年3月期累計期間
1株当たり当期純利益	186.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	一円
1株当たり配当額	19.00円

### (2) 「2026年3月期の配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

(中略)

### (3) 本資本業務提携(SBI)の公表

(後略)

(訂正後)

### (1) 「2026年3月期の配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

(中略)

### (2) 本資本業務提携(SBI)の公表

(後略)

# 公開買付説明書の訂正事項分

2025年6月

**株式会社NTTドコモ**

(対象者：住信SBIネット銀行株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社N T T ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03-5156-1688
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 谷澤 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社N T T ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N T T ドコモをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、住信S B I ネット銀行株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年5月30日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月30日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が金融庁から2025年6月13日付で銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第52条の9第1項に基づく認可を取得したこと、及び日本電信電話株式会社（2025年7月1日付でNTT株式会社への商号変更が予定されております。）が金融庁から2025年6月13日付で銀行法第52条の9第1項に基づく認可を取得したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

#### 11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (2)【根拠法令】

(訂正前)

##### ② 銀行法第52条の9第1項(公開買付者)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っており、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁に対し、本認可①の正式申請を行う予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本認可①を受けることができなかった場合、金融庁から本認可①を受けたが、本認可①に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。以下③において同じです。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可①が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可①を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

##### ③ 銀行法第52条の9第1項(NTT)

(前略)

NTTは、本公開買付けの開始後、速やかに金融庁に対して本株式取得に関する相談を実施し、本認可②の申請を行う予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本認可②を受けることができなかった場合、金融庁から本認可②を受けたが、本認可②にNTTが同意できない条件が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可②を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

##### ② 銀行法第52条の9第1項(公開買付者)

(前略)

公開買付者は、本株式取得に関して、本認可①の申請を行い、金融庁から2025年6月13日付で、本認可①を取得しております。なお、本認可①には公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。以下③において同じです。)は付されておられません。

##### ③ 銀行法第52条の9第1項(NTT)

(前略)

NTTは、本株式取得に関して、本認可②の申請を行い、金融庁から2025年6月13日付で、本認可②を取得しております。なお、本認可②にはNTTが同意できない条件は付されておられません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

① 銀行法第52条の9第1項(公開買付者)

許可等の日付 2025年6月13日

許可等の番号 金監督第1810号

② 銀行法第52条の9第1項(N T T)

許可等の日付 2025年6月13日

許可等の番号 金監督第1810号

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁から本認可①又は本認可②を受けることができなかつた場合、金融庁から本認可①又は本認可②を受けたが、本認可①又は本認可②に公開買付者又はN T Tが同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可①又は本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

# 公開買付説明書

2025年5月

**株式会社NTTドコモ**

(対象者：住信SBIネット銀行株式会社)

## 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社N T T ドコモ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03-5156-1688
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 谷澤 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社N T T ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社N T T ドコモをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、住信S B I ネット銀行株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

# 目 次

	頁
第1 公開買付要項 .....	1
1. 対象者名 .....	1
2. 買付け等をする株券等の種類 .....	1
3. 買付け等の目的 .....	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 .....	32
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合 .....	37
6. 株券等の取得に関する許可等 .....	37
7. 応募及び契約の解除の方法 .....	39
8. 買付け等に要する資金 .....	42
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 .....	43
10. 決済の方法 .....	43
11. その他買付け等の条件及び方法 .....	43
第2 公開買付者の状況 .....	46
1. 会社の場合 .....	46
2. 会社以外の団体の場合 .....	63
3. 個人の場合 .....	63
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況 .....	64
1. 株券等の所有状況 .....	64
2. 株券等の取引状況 .....	67
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約 .....	67
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約 .....	68
第4 公開買付者と対象者との取引等 .....	68
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容 .....	68
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 .....	68
第5 対象者の状況 .....	69
1. 最近3年間の損益状況等 .....	69
2. 株価の状況 .....	69
3. 株主の状況 .....	69
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項 .....	70
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 .....	71
6. その他 .....	71
対象者に係る主要な経営指標等の推移 .....	72

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

住信SBIネット銀行株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年5月29日開催の取締役会において、対象者を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）が所有する本三井住友信託銀行所有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者及び公開買付者の親会社である日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。なお、2025年7月1日付でNTT株式会社への商号変更が予定されております。）は、対象者株式を所有しておりません。

本取引は、①本公開買付け、②公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行が所有する対象者株式（51,552,600株、所有割合（注1）：34.19%。以下「本三井住友信託銀行所有株式」といいます。）及びSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といい、三井住友信託銀行と総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式（51,552,600株、所有割合：34.19%。以下「本SBIホールディングス所有株式」といい、本三井住友信託銀行所有株式と総称して、以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかった場合に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じて、対象者株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施すること、③本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する本SBIホールディングス所有株式（本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。）の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な分配可能額、本自己株式取得に係る資金、対象者が本株式併合により生じた端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する株式を買い取るために必要な金額等を確保するために本株式併合の効力発生後に行う、(i)公開買付者を引受人とする種類株式（普通株式対価の取得請求権が付された無議決権株式）の第三者割当増資の方法による公開買付者による対象者に対する資金提供（以下「本資金提供」といいます。）（注2）、及び(ii)会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注3）を行うこと、並びに④本自己株式取得からそれぞれ構成されます。これらの取引の結果、最終的に、公開買付者及び三井住友信託銀行のみが対象者の株主となり（議決権比率：50.00%：50.00%）、公開買付者は、三井住友信託銀行との間の本株主間契約（以下に定義します。）を前提に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第8条第3項の支配力基準に基づき、対象者を公開買付者の連結子会社とすること（なお、対象者は三井住友信託銀行の持分法適用関連会社となります。）を企図しております。

なお、対象者による本SBIホールディングス所有株式の取得価格（本株式併合前1株あたり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）の算出においては、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSBIホールディングスについて、(i)本自己株式取得価格（3,614.84円）にて本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にSBIホールディングスが本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格（4,900円。以下「本公開買付価格」といいます。）で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額として計算される金額と同等となる金額を基準として設定しております。

本株式併合の詳細につきましては下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」を、本資金提供、本減資等及び本自己株式取得の詳細につきましては下記「Ⅲ. 本公開買付けの実施後」をそれぞれご参照ください。

（注1） 「所有割合」とは、(i)対象者が2025年5月9日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕

(連結) (以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(150,793,800株)から、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(14,104株)を控除した株式数(150,779,696株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

(注2) 本書提出日現在、当該第三者割当増資に係る対象者の取締役会決議は行われておりません。本資金提供の金額は、対象者において、本SBIホールディングス所有株式(本株式併合によって1株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。)に本自己株式取得価格である3,614.84円を乗じた金額及び対象者が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する株式を買い取るために必要な金額を拠出することが可能な金額とすることを想定しておりますが、具体的な金額は本書提出日現在未定です。本資金提供に係る第三者割当増資に係る払込価額が公開買付者に特に有利な金額(会社法第199条第3項)に該当することは想定しておりませんが、仮に該当する場合には、対象者と協議し、対象者における株主総会の特別決議等、法令上必要な手続を経る予定です。

なお、仮に本資金提供により発行される種類株式が全て普通株式に転換された場合の公開買付者及び三井住友信託銀行の議決権比率は65.81%:34.19%となりますが、公開買付者及び三井住友信託銀行は、本取引後における両社の議決権比率を50.00%:50.00%とすることを本株主間契約において合意しており、公開買付者が当該種類株式について三井住友信託銀行の同意なく普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを合意しているため、公開買付者の議決権比率が50.00%を上回ることは想定されません。

(注3) 公開買付者は、本減資等において、対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替えることを対象者に対して要請する予定です。

本公開買付けに際して、2025年5月29日付で、公開買付者、対象者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及びSBIホールディングスの子会社である株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。)の間で、本取引に関連する以下の各契約等が合意・締結されております。

(i) 本基本契約

公開買付者、対象者、並びに対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの間の、①三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、本臨時株主総会(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について定めた契約(以下「本基本契約」といいます。)

(ii) 本株主間契約

公開買付者と三井住友信託銀行の間の、本取引後の対象者の運営並びに対象者株式の取扱いに関する内容について定めた契約(以下「本株主間契約」といいます。)

(iii) 本運営覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者による公開買付者・三井住友信託銀行への事前承諾事項・事前相談事項・報告事項を含む、本取引後の対象者の運営について定めた覚書(以下「本運営覚書」といいます。)

(iv) 本協議会規則

公開買付者と三井住友信託銀行の間の、本株主間契約に関連して、対象者において今後設置する協議会等の運用方法について定めたもの(以下「本協議会規則」といいます。)

(v) 本遵守覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者が、本株主間契約及び本協議会規則に関する事項を遵守する旨の覚書(以下「本遵守覚書」といいます。)

(vi) 本業務提携契約(公開買付者・三井住友信託銀行・対象者)

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者の間の、対象者とその株主となる公開買付者及び三井住友信託銀行間での業務提携について定める業務提携契約(以下「本業務提携契約(公開買付者・三井住友信託銀行・対象者)」といいます。)

(vii) 本業務提携契約(公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券)

公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券の間の、対象者とSBI証券間の既存の業務提携の継続について定めた契約(以下「本業務提携契約(公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券)」といいます。)

また、公開買付者及び対象者は、本株式併合の効力発生後、本取引に関連し、以下の各契約等について合意することを検討しております。これらの各契約等の詳細については、今後協議・交渉の上検討することを想定しており、本書提出日現在、具体的な内容は未定です。

(viii) 本業務提携契約（公開買付者・対象者）

公開買付者と対象者の間の、両社間の業務提携について定める業務提携契約（以下「本業務提携契約（公開買付者・対象者）」といいます。）

(ix) 本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）

公開買付者と対象者の間の、公開買付者の関係会社管理規程やN T Tのグループ経営運営費について定めた契約、覚書等（以下「本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）」といいます。）

(x) 本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）

三井住友信託銀行と対象者の間の、三井住友信託銀行の関係会社管理規程や三井住友信託銀行のグループ経営運営費について定めた契約、覚書等（以下「本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）」といいます。）

以上の各契約等の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、対象者株式の非公開化を企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、公開買付者は応募株式の全部の買付け等を行います。

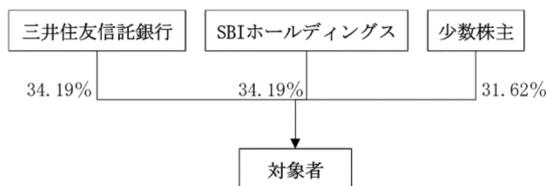
また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりません。これは、買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたためです。なお、本スクイーズアウト手続の一環として本株式併合を実施するに当たっては、対象者において会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議が要件となりますが、公開買付者は、本基本契約において、三井住友信託銀行及びS B Iホールディングスとの間で、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを合意していること、また、三井住友信託銀行及びS B Iホールディングスが所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計（1,031,052個）は、本基準株式数（150,779,696株）に係る議決権数（1,507,796個）の3分の2を超えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しなくても、本スクイーズアウト手続を確実に実行することができると考えております。

本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

<本取引の概要及びスキーム図>

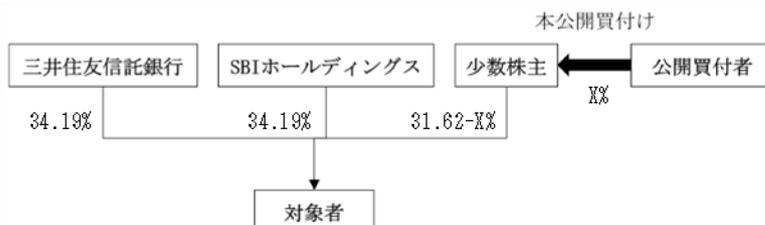
I. 本公開買付けの実施前

本書提出日現在、対象者株式については、三井住友信託銀行が51,552,600株（所有割合：34.19%）を、S B Iホールディングスが51,552,600株（所有割合：34.19%）を、少数株主が残りの47,674,496株（所有割合：31.62%）を所有しております。なお、公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。



II. 本公開買付け（2025年5月30日～7月10日（予定））

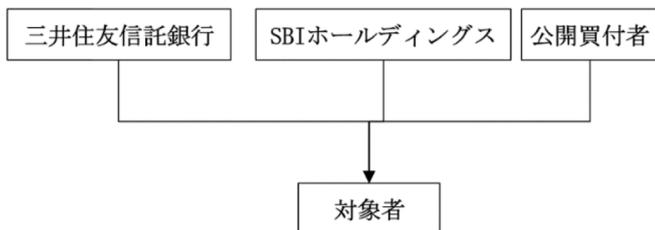
公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行及びS B Iホールディングスが所有する本不応募合意株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施します（本公開買付け価格は、4,900円。）。



### Ⅲ. 本公開買付けの実施後

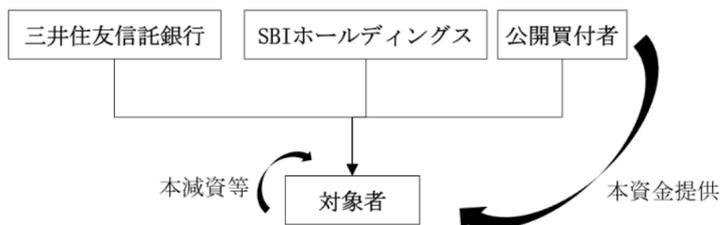
#### ① 本株式併合（2025年9月頃（予定））

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式並びに三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが所有する本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者株主を公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスのみとするための手続を実施します。なお、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数に相当する対象者株式を対象者が買い取ることによって得られる金銭が交付されることを想定しております。詳細については下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。



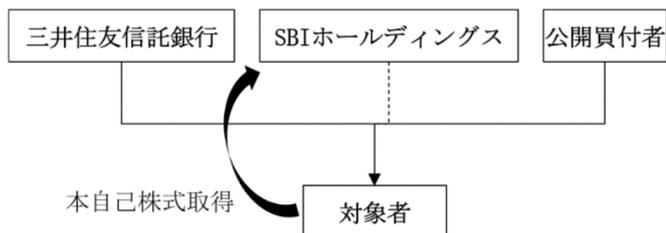
#### ② 本資金提供及び本減資等（2025年10月頃（予定））

本株式併合の効力発生後に、下記③の本自己株式取得に必要な資金、分配可能額、対象者が本株式併合により生じた端数の合計数に相当する対象者株式を買い取るために必要な金額等を確保するため、対象者は公開買付者のみを割当先とする無議決権株式の発行による第三者割当増資を実施し、公開買付者は対象者へ本資金提供を実施します。その上で、対象者は下記③の本自己株式取得に必要な分配可能額等を確保するために本減資等（資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替え）を実施します。



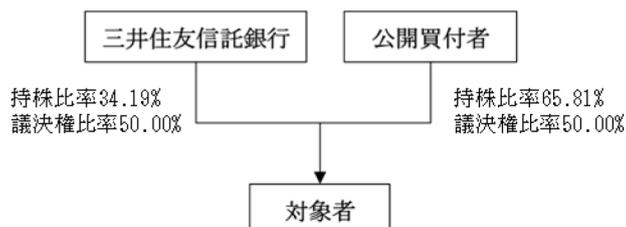
#### ③ 本自己株式取得（2025年10月頃（予定））

対象者は上記②の本資金提供及び本減資等により確保された資金及び分配可能額を活用して、本SBIホールディングス所有株式を取得する本自己株式取得を実施します（本自己株式取得価格は、3,614.84円。）。



#### ④ 本取引後

本取引後、2025年11月頃（予定）、公開買付者の所有する無議決権株式の株式分割及び一部無議決権株式の普通株式への転換又は内容変更により、公開買付者及び三井住友信託銀行の議決権比率を50.00%：50.00%とします（転換・内容変更の方法や具体的な内容については、本書提出日現在未定です。）。なお、本取引後の公開買付者及び三井住友信託銀行の持株比率を65.81%：34.19%、議決権比率を50.00%：50.00%とするため、公開買付者は本取引後も無議決権株式の一部を普通株式への転換又は内容変更をすることなく保有します。本取引後において、対象者は公開買付者の連結子会社、三井住友信託銀行の持分法適用関連会社となります。



なお、対象者が2025年5月29日付で公表した「株式会社NTTドコモによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2025年5月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

##### ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1991年8月にNTTの出資によりエヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立されました。その後、商号を、1992年4月にエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社、2000年4月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに、2013年10月に現在の社名である株式会社NTTドコモに変更しました。公開買付者が提供している移動通信サービスは、NTTにおいて無線呼出サービス（ポケットベル）が1968年7月に東京23区で開始され、自動車電話サービスが1979年12月に同じく東京地区で開始されたことを起源としております。その後、公開買付者は、1992年7月にNTTより移動通信事業（携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話）を譲り受けて、営業を開始し、1998年10月に東京証券取引所市場第一部に、2002年3月にロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所にそれぞれ上場しました。その後、2014年3月にロンドン証券取引所において、2018年4月にニューヨーク証券取引所において、それぞれ上場廃止となり、2020年12月にはNTTによる完全子会社化によって、東京証券取引所市場第一部においても上場廃止となりました。

本書提出日現在、公開買付者のグループは、公開買付者、連結子会社50社及び持分法適用関連会社20社（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）により構成され、通信事業（携帯電話サービス、光ブロードバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売等）、スマートライフ事業（動画配信・音楽配信・電子書籍サービス等のdマーケットを通じたサービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス等）及びその他の事業（補償サービス、法人IoT（注1）、システム開発・販売・保守受託等）を展開しております。

（注1） Internet of Thingsの略称であり、身の回りのあらゆるモノがインターネットに接続され、相互に通信しデータをやり取りする仕組みのことをいいます。公開買付者は、自社の持つ通信技術を活用し、顧客のニーズに合わせたIoTソリューションを提供しております。

公開買付者は創業以来、通信技術を進化させ、その進化に基づきさまざまな仕組みやサービスを生み出し、社会を豊かにすることを目指してまいりました。そして、人と人、人とモノ、人と社会、企業と社会など、新しいつながりを生み出し、育み、その価値を社会に、世界中に広げていけるような会社でありたいとの思いを込めて、「テクノロジーと人間力で新しいつながりを生み、心躍る価値創造で、世界を豊かに、幸せに。」というグループビジョンと、「つなごう。驚きを。幸せを。」というスローガンを掲げています。「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」に向けて、個人の能力を最大限に活かし、お客さまに心から満足していただける、よりパーソナルなコミュニケーションの確立を目指してまいりました。

公開買付者グループは大きくコンシューマ事業と法人事業の2つの事業を展開しており、コンシューマ事業では通信事業とともに、通信に代わる事業の柱としていわゆる非通信分野にあたるスマートライフ事業に力を入れ、事業拡大を図っております。特に金融決済サービス事業はスマートライフ事業の収益の柱として位置づけており、更なる成長を目指しております。公開買付者としては個人や家族のニーズに合った各種金融サービス（dカード・d払い等の決済サービス、THEO+docomo等の投資サービス、AIほけん等の保険サービス、dスマホローン等の融資サービスを提供しております。中でも個人や家族のニーズに合ったサービスとしては、おトクに敏感な若年層のニーズに応えたdカードゴールドU（29歳以下限定のゴールドカード）、気軽に保険に申し込みたいというニーズに応えたドコモスマート保険ナビ（24時間365日ネット経由で利用可能な、保険の比較・申込サービス）、顧客の多様化する資金ニーズに応えたdスマホローン（スマホだけで手続きが完結する個人向けローンサービス）等がございます。）をラインナップし、適切なサービスを適切なタイミングで提供する事を目指しております。サービスの提供に当たっては、自前での提供のみならず、マネックス証券株式会社（公開買付者の連結子会社であり、以下「マネックス証券」といいます。）、株式会社ドコモ・ファイナンス（公開買付者の連結子会社であり、以下「ドコモ・ファイナンス」といいます。）といったパートナーとの資本提携を通じて金融の様々な領域に進出し、ドコモユーザが高い利便性・利得性を享受できるようなサービス提供を目指してまいりました。

一方、対象者は、1986年6月に住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行）の事務を受託する完全子会社である住信ビジネスサービス株式会社として設立され、2004年9月に住信パーソナルサービス株式会社へ当時の対象者の全業務を承継させる会社分割を実施した上で、住信オフィスサービス株式会社へ商号を変更したとのことです。2005年10月に三井住友信託銀行とSBIホールディングスとの間でインターネットを主要な取引チャネルとする銀行を共同で運営する旨の合意がなされ、その後2006年4月にSBIホールディングスを引受先とした第三者割当増資を実施し、銀行設立準備会社への業態転換に伴い株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社に商号を変更したのち、2007年9月に銀行免許の予備認可を受領し、住信SBIネット銀行株式会社に商号を変更、同月に銀行業の営業免許を取得し営業を開始したとのことです。2023年3月に東京証券取引所スタンダード市場に上場し、現在に至っているとのことです。

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者、連結子会社7社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、「デジタルバンク事業」、「BaaS（注2）事業」、「THEMIX事業」の3つのセグメントで事業を展開しているとのことです（以下「対象者グループ」といいます。）。「デジタルバンク事業」では、主にモバイルアプリやインターネットをチャネルとした預金業務や貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務等の金融サービスを提供しているとのことです。「BaaS事業」では、提携先の企業に銀行機能を提供する事業を営んでいるとのことです。提携先は、対象者が提供する銀行機能を活用することにより、銀行事業を展開することができるようになる一方で、提携先の顧客は、デジタルバンク事業と同様の商品やサービスを利用できるようになるとのことです。「THEMIX事業」では、顧客から利用同意を受けたデータを活用したデータマーケティングや広告等のビジネス（金融データプラットフォームビジネス）、林業・林政DX（注3）（DXプラットフォームビジネス）、及びカーボンクレジット（注4）に係る支援ビジネス（カーボンクレジットプラットフォームビジネス）などの非金融業務を営んでいるとのことです。

（注2） Banking as a Serviceの略称であり、金融機関以外の事業会社等の提携先が、API（Application Programming Interfaceの略称であり、異なるソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐ仕組みを指します。）等を通じて、銀行が有するシステムに接続することで、銀行が手掛ける預金、貸出、決済等の金融サービスを自社サービスの一部として提携先の顧客に提供できるようにする仕組みのことをいうとのことです。

（注3） 林業や林政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用して業務プロセスやサービスを変革し、効率を向上させる取り組みを指します。）を実現するための取り組みをいうとのことです。

（注4） 企業が、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林経営等の取り組みにより生み出した、温室効果ガスの削減量や吸収量等の削減効果を、手形（クレジット）のように発行し、企業間で取引することを可能とする仕組みをいうとのことです。

対象者の中長期的な戦略としては、「テクノロジーと公正の精神で、豊かさが循環する社会を創っていく」というコーポレートスローガンのもと、「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、今後も、ステークホルダーの皆様には選ばれる銀行であり続けるため、これまでの成長を支えてきたテクノロジーの強化やアライアンスの拡大によって革新的なビジネスモデルの創造や商品開発を行い、更なる顧客利便性の向上や高い顧客満足度を実現することにより、更なる成長の実現を図る方針とのことです。さらに、銀行を超えた存在へ進化すべく、最先端のテクノロジーとデータを駆使した新規事業領域への進出、及び、今後の更なる成長や拡大を支える基盤とな

る、安定した経営管理・組織運営の実現を目指しているとのことです。

一方で、インターネット専門銀行（以下「ネット銀行」といいます。）（注5）である対象者を取り巻く事業環境や競争環境は大きく変化していると捉えているとのことです。対象者の開業以降、インターネットを活用した金融取引は、スマートフォンやタブレット等の身近なデジタルデバイスの普及等に伴い拡大が進んできた一方、近年では国内IT企業を始めとする大手企業によるネット銀行への参入、大手銀行によるデジタルサービスを活用した個人金融ビジネスの強化等、競争環境が激化していると捉えているとのことです。また、対象者を取り巻く金融資本市場においても、日本銀行による金融政策決定会合の結果として公表されているとおり、2024年3月にマイナス金利政策の解除とイールドカーブコントロールの撤廃、その後7月には政策金利を0.25%とする利上げ、2025年1月には0.50%とする利上げがそれぞれ決定される等、大きな変化の局面を迎えているとのことです。

（注5） 実店舗を持たず、インターネットを中心にサービスを提供する銀行をいうとのことです。

対象者創設以来、対象者の筆頭株主である三井住友信託銀行は、銀行経営及びリスク管理のノウハウを、同じく対象者の筆頭株主であるSBIホールディングスは、インターネット金融サービス及びインターネット関連事業のノウハウを、対象者へ各々提供し、銀行・証券・信託の融合及びネット・リアル金融の融合を実現するお客さま中心の革新的なネット銀行として成長させるべく、対象者を支えてきたとのことです。そして、対象者のさらなる企業価値向上を目指すうえでは、大規模な顧客基盤を持つ更なるパートナー企業との提携が有力な選択肢となり得ると考えていたとのことです。

そのような中、三井住友信託銀行より公開買付者の親会社であるNTTに対して公開買付者による対象者に対する資本参画の可能性を含む業務提携について意見交換の打診があり、2022年12月中旬に、NTTと三井住友信託銀行との間で公開買付者による対象者に対する出資の可能性を含めた業務提携について初期的な協議が行われ、その協議結果を踏まえ、2023年2月中旬にはNTTグループの中で特に対象者との事業親和性が高いと考えられる公開買付者と三井住友信託銀行との間でも業務提携について初期的な協議を行いました。以降、公開買付者は、三井住友信託銀行との間で、公開買付者による対象者への資本参加、業務提携及びその効果について初期的な議論を重ね、対象者に対する理解を深めてまいりました。

上記の三井住友信託銀行との初期的な協議以降、公開買付者は、自社のサービスをさらに進化させ、お客さまのライフステージに合わせたワンストップの金融サービスの提供を目指すに当たっては、銀行事業への参入が重要であると考え、検討を進めてまいりました。一方で、銀行事業を取り巻く事業環境としては、長期にわたり超低金利環境が続いた我が国において「金利のある世界」へ回帰する中で、貸出金利の見直しによる収益力強化が期待できる反面、預金確保に向けた他銀行との預金獲得の競争に加えて、昨今伝統的銀行のみならず、通信事業者含め異業種も積極的に銀行業に参入する中で、各行がポイントの活用等によって銀行・決済・証券等金融サービス並びに通信サービス等も含めた自社グループのサービスを一体的に提供する形で経済圏を確立しようとしており、競争環境がさらに激化してきているものと理解をしております。公開買付者は、三井住友信託銀行との継続的な協議及びそれを踏まえた検討の結果、2023年6月上旬に、このような事業環境の中で、創業来、積極的なテクノロジー投資を通じセキュリティやUI/UX（注6）に優れたアプリや、AIによる与信審査等の最先端テクノロジーを駆使したプラットフォームサービスの開発・提供に取り組むなど、銀行を超えた「テックカンパニー」として新しい価値の創出をし、時代を先取るプラットフォームサービスの開発・提供を行ってきた対象者とともに、公開買付者が有するdポイントクラブ約1億会員（ただし、各個人において複数保有されている会員アカウントや、長期的に非アクティブとなっている会員アカウントも含まれます。）という会員基盤、チャンネルを最大限活用することで、先進的な銀行サービスの展開を行っていききたいとの考えに、2023年6月上旬の三井住友信託銀行との議論を経て、至りました。

（注6） UIはユーザーインターフェース（ユーザーが製品やサービスを利用する際の見え方や操作部分。例えば、アプリのボタンやメニューの配置、テキストのフォント等を指します。）、UXはユーザーエクスペリエンス（ユーザーが製品やサービスを利用して得られる体験全体。）をいいます。

その後、公開買付者は、2023年6月下旬、上場維持も選択肢とした上で公開買付者が対象者を連結子会社とすることを希望する旨三井住友信託銀行へ申し入れ、2023年8月下旬には三井住友信託銀行を介し、SBIホールディングスに対し、公開買付者による対象者への資本参加及び業務提携について三井住友信託銀行と公開買付者との間で初期的な協議をしている旨の情報を共有しました。2023年12月上旬以降は、公開買付者及び三井住友信託銀行の間で協議を進めるとともに、三井住友信託銀行を介して公開買付者の意向をSBIホールディングスに伝達し、3社間において、対象者の企業価値向上及び対象者を含めた4社でのシナジー創出に関する協議を進めました。2024年6月13日には公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの3社にて本取引実現に向けてより具体的な協議を開始し、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者の4社の強固な提携関係を実現するため、公開買付者による対象者の連結子会社化、対象者の非公開化を軸に検討を

開始しました。

公開買付者は、2024年6月14日に公開買付者、対象者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した財務アドバイザーとしてBofA証券株式会社（以下「BofA証券」といいます。）を、2024年6月17日に公開買付者、対象者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任して、対象者への資本参加について本格的な検討を進めました。

本取引の検討を進める中、公開買付者及び三井住友信託銀行は、2024年8月上旬に、SBIホールディングスより、その所有する対象者株式の全ての売却について、公開買付者と協議を進める意向がある旨の情報連携を受け、公開買付者及び三井住友信託銀行のみが対象者の株主となることを前提とした協議を開始しました。

公開買付者は、決済・投資・融資・保険サービスを幅広くラインナップし、顧客のニーズ・ライフステージに合わせた多種多様なサービスを適切なタイミングでワンストップ提供していくことを目指しており、本取引を通じて銀行業に参入することにより、目指す姿の実現ができるものと考えました。まず、全国約2,000店のドコモブランドショップ等の販売チャネルやサービス連携を通じた銀行口座の獲得、口座獲得を通じた預金の運用による銀行利益の拡大が可能と考えております。また、公開買付者における携帯電話回線利用料金やdカード請求代金の口座振替等に係る、金融機関に支払う事業コストの内製化によるシナジーを想定しております。さらに、携帯電話事業者ならではの強みを活かし、携帯電話回線や金融サービスと銀行口座の重複利用による特典付与等を通じて、新たな金融の顧客接点の獲得及びサービス解約率の抑止、利用単金の向上が可能になると考えております。

また、公開買付者としては、対象者の非公開化により、対象者においてデメリット（役職員のモチベーション低下や人材の維持・確保といった人材面のデメリットや、SBIホールディングスと対象者のシステム連携の解消によるSBIホールディングスから対象者への送客数の減少といったビジネス面のデメリット及びSBIホールディングスから対象者へ派遣する役職員の人員の減少といったガバナンス面でのデメリット）が生じる可能性も考慮しつつ、人材面のデメリットについては雇用条件の維持に加えて公開買付者との提携によりカバーすることが可能、ビジネス面のデメリットについては対象者の価値毀損を防ぐべく引き続きSBIホールディングスとの提携を継続することでカバーすることが可能、ガバナンス面でのデメリットについては三井住友信託銀行や公開買付者からの人材派遣によりカバーすることが可能であると判断し、さらに、これらのデメリットを上回る、以下の効果及びメリットが得られるものと考えました。

(1) デジタルバンク事業における口座数伸長、メインバンク化に伴う預金残高拡大による成長

公開買付者はdポイントクラブ約1億会員、携帯電話サービス約9,000万契約、dカード約1,800万会員等の顧客基盤を有しており、これらの顧客に対して対象者の銀行口座の開設を促すことにより、口座数の獲得を支援することが可能と考えております。

またドコモサービスの利用状況に応じたdポイント還元やdカード・d払いやマネックス証券等のドコモサービスとの連携を通じて利便性・利得性を向上することにより、対象者のメインバンク化の推進及び預金残高の拡大を支援することができると考えております。

(2) モーゲージプラットフォーム領域（注7）における顧客基盤の拡大及び収益性の向上による成長

公開買付者の顧客を対象に公開買付者の提供するサービスの利用状況に応じて金利を優遇する等の新たな特典設計やドコモショップを運営する代理店とのネットワークを活用することで対象者の銀行代理事業者が運営するローンプラザ拠点のさらなる拡大を支援することが可能と考えております。また、公開買付者の保有する顧客データ等を活用したAI審査モデルの高度化に取り組むことで、信用コストの低下や審査オペレーションの効率化を実現し、対象者の住宅ローン商品の収益性の向上を支援することが可能と考えております。その他にも、ドコモ・ファイナンスが保有する全国の住宅ローン販売網にて、現在ドコモ・ファイナンスの主力商材であるフラット35に加え、新たに対象者の提供する変動金利型住宅ローンを取り扱うことで、対象者の住宅ローン販売機会が増大（ドコモ・ファイナンスの販売手数料の増大にも寄与）すると考えております。

(3) BaaS事業のプラットフォーム及びケイパビリティ拡大

公開買付者は法人事業において主要な大企業や全国47都道府県の中堅企業といった顧客とのネットワークを有しており、当該法人顧客に対して、対象者のBaaSプラットフォームを提案し、BaaS事業のさらなる拡大を支援することが可能になると考えております。さらに、公開買付者がこれまで培ってきたDX支援のノウハウの活用により、対象者のコンサルティング能力及びシステム開発力を強化し、提携パートナーの顧客課題解決力の向上に資することが可能になると考えております。

(4) THEMIX事業の進化を通じた銀行を越えたテックカンパニーへの深化

公開買付者・NTTグループは、ICT（注8）分野を中心に幅広い事業に取り組んでおり、大規模データ収集・分析技術、AI・機械学習技術等を有しているため、対象者の提供するTHEMIX事業との融合により、マーケティング施策や予測モデルの精度向上を含む新たな価値創出に貢献するとともに、対象者のめざす、銀行を超えた「テックカンパニー」への進化を支援することが可能と考えております。

(注7) 対象者における住宅ローン事業をいいます。さまざまなお客さまのニーズに合わせた魅力ある商品ラインナップをHIGH Tech（最先端技術の活用）とHIGH Touch（顧客接点の強化）の組み合わせによる優れたビジネスモデルで展開することで、成長し続けている事業領域であると考えております。

(注8) Information and Communication Technologyの略称であり、デジタル化された情報をインターネットなどの通信を利用して伝達する技術をいいます。

また、三井住友信託銀行によれば、対象者は優れたUI/UXにより、決済サービス等日常的に利便性高くご利用いただける銀行サービスを提供し、三井住友信託銀行にとって異なる強み・顧客基盤を持つ重要なデジタルチャネルとして、グループ戦略上重要な位置付けであるとのこと。本取引により公開買付者と対象者の資本業務提携が実現し、対象者の顧客基盤の飛躍的拡大と、新たなサービス等による利便性向上による顧客接点強化が実現することは、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、三井住友信託銀行にとっても、強みのあるライフステージ等に応じたトータルコンサルティング、不動産、相続といった信託銀行らしい商品・サービスの将来提供余地の拡大に資するものと考えているとのこと。三井住友信託銀行は、本取引を通じ、全てのお客さまの「ファイナンシャル ウェルビーイング」を実現し、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーとなることを目指しているとのこと。

その後、2024年8月上旬に公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスは、対象者の非公開化などを通じた一連の取引により、公開買付者と三井住友信託銀行のみが対象者の株主となる本取引の実施意向につき方針を固めるに至りました。2024年12月9日、公開買付者は三井住友信託銀行と共同で、対象者に対して、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を持たない意向表明書（以下「前回意向表明書」といいます。）を提出いたしました。その後、公開買付者は、2024年12月下旬から2025年2月上旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスや対象者グループの詳細を理解するためのインタビュー等を実施し、並行して、2025年1月中旬から2025年2月上旬にかけて、対象者との間で、20回以上にわたって本取引の目的、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行いました。

また、公開買付者は2024年11月上旬に、SBIホールディングスから、NTTによるSBIホールディングスへの出資を含む資本業務提携（以下「本資本業務提携（SBI）」）と申します。）の提案を受けました。SBIホールディングスは、金融事業を中核に幅広い事業を展開しており、公開買付者及びNTTと親和性の高い事業（株式会社SBI新生銀行、SBI証券、SBIインシュアランスグループ株式会社、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社等）を複数運営していることから、公開買付者及びNTTは、SBIホールディングスとの協業によって公開買付者及びNTT並びにSBIホールディングスにおける一層の事業発展を追求することができるかと判断し、2024年12月上旬に公開買付者及びNTTの連名により、最大27,000,000株（所有割合（SBI）（注9）：8.92%）のSBIホールディングス株式の取得を行うことについて、SBIホールディングスへ意向表明書（以下「資本業務提携意向表明書」といいます。）を提出し、本資本業務提携（SBI）について具体的に検討を開始することにいたしました。なお、公開買付者は、本資本業務提携（SBI）について、その発行価額等の条件を、東京証券取引所プライム市場におけるSBIホールディングス株式の株価、SBIホールディングスに対して別途デュー・ディリジェンスを実施するなどして算出した同社の事業価値を基に検討しており、SBIホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであることから、本公開買付けに関する対価を提供するものではなく、公開買付け価格の均一性に係る法の規定（法第27条の2第3項）に反するものではなく、またその趣旨にも反するものではないと考えております。

(注9) 「所有割合（SBI）」とは、SBIホールディングスが2024年11月8日に公表した「2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「SBI決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数（302,736,607株）から、SBI決算短信に記載された2024年9月30日現在のSBIホールディングスが所有する自己株式数（32,074株）を控除した株式数（302,704,533株）に対する割合をいいます。

2024年12月上旬以降、公開買付者及びNTTとSBIホールディングスは、以下の領域における協業に関する協議や出資形態を含む出資のあり方等に関する協議を行いました。また、公開買付者及びNTTは、協議と並行

し、2025年1月中旬以降から、SBIホールディングスに対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

(1) 対象者とSBI証券間の業務提携の継続

(2) SBIグローバルアセットマネジメント株式会社による、公開買付者の顧客向けのプロダクト開発・販売（投資信託等の組成を検討中）

(3) 株式会社NTTデータグループによる、SBIグループ金融サービス事業各社向けのシステム開発

(4) SBIスマートエナジー株式会社とNTTアノードエナジー株式会社による、再生エネルギー事業に関する協業

かかる検討の結果、公開買付者は、2025年2月5日、対象者及びSBIホールディングスに対して本取引のストラクチャー、本公開買付価格及び本自己株式取得価格に関する具体的な提案を提示し、また、同日、SBIホールディングスに対して本資本業務提携（SBI）の出資比率（第三者割当増資による13,500,000株の取得、所有割合（SBI）：4.46%）及び価格に関する具体的な提案を提示いたしました（なお、本取引のストラクチャーについては、最終的に、公開買付者が対象者の65.81%の株式を取得し、議決権比率を50.00%とすることを目的とする、公開買付け及び対象者による自己株式取得等を通じた非公開化の手法を提案いたしました。以下同様です。）。本公開買付価格については、公開買付者は、2024年12月下旬から2025年2月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの実施状況、及びBofA証券による対象者株式の評価分析等を総合的に勘案し、2025年2月5日、対象者に対して、本公開買付価格を4,640円とすることを検討する旨を伝達いたしました。なお、本公開買付価格として提案した4,640円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道がなされた2024年11月28日の前営業日である2024年11月27日の終値2,905円に対して59.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,830円に対して63.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,806円に対して65.36%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,841円に対して63.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かつ、当該提案日前営業日（2025年2月4日）の終値4,640円と同額、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値4,050円に対して14.57%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,595円に対して29.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,178円に対して46.00%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。対象者は、当該提案を受けて、2025年2月6日、公開買付者に対して、当該提案における本公開買付価格である4,640円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、本取引の実施を前提としない場合の対象者の本源的価値と比較しても大幅に不十分として、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。しかし、公開買付者及びNTTとSBIホールディングスの間で本資本業務提携（SBI）における上記の出資比率及び本公開買付価格について折り合わず、2025年2月7日、公開買付者及びNTTは、本取引及び本資本業務提携（SBI）の検討を終了する判断に至りました。その後、2025年2月7日、公開買付者は、対象者及び三井住友信託銀行に対しても、本取引の検討を終了する旨の連絡をいたしました。

もともと、公開買付者は、その後も、改めて本取引について対象者へ打診することを引き続き検討してまいりました。そして、公開買付者及び三井住友信託銀行は、両社間で本取引のストラクチャーや協業体制につき意見交換や協議を重ねる中で、対象者の企業価値向上のためには大規模な顧客基盤を持つ更なるパートナー企業との提携が必要であるとの認識を改めて確認し、公開買付者における本取引の意義や重要性も踏まえ検討を続けた結果、2025年4月上旬、本取引の実行により、公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者間において事業シナジーを最大限発揮できると再度確信するに至りました。かかる協議を経て、2025年4月中旬に、公開買付者及びNTTはSBIホールディングスに対し、本資本業務提携（SBI）に関する出資比率の条件を資本業務提携意向表明書において記載した最大の株式数27,000,000株（所有割合（SBI）：8.92%）に見直すこと、並びに本公開買付価格及び自己株式取得価格についても見直す旨の意向を表明し、本取引及び資本業務提携の検討を再開したい旨の申し入れを行った結果、SBIホールディングスはかかる検討の再開を承諾しました。そのため、公開買付者及び三井住友信託銀行は、2025年4月28日、対象者に対しても、改めて法的拘束力を持たない本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出した結果、対象者がかかる検討の再開を承諾したため、公開買付者は対象者との本取引に関する協議を再開するに至りました。

その後、公開買付者は、2025年5月初旬から下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025年4月下旬から2025年5月下旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行いました。また公開買付者は、対象者から、2025年3月期の業績動向や足許の市場環境の変化等を勘案して作成した、2026年3月期から2028年3月期までの対象者の修正事業計画（以下「対象者修正事業計画」といいます。）を受領いたしました。

かかる検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2025年5月16日、対象者及びSBIホールディングスに対して本取引の具体的な価格に関する提案を提示しました。公開買付者は、2025年5月初旬から下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの実施状況、2025年3月期の対象者の業績動向に基づくBofA証券による対象者株式の評価

分析等を総合的に勘案し、本公開買付価格を4,300円とすることを検討する旨を伝達いたしました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月15日）の終値3,370円に対して27.60%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,732円に対して15.22%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,928円に対して9.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,878円に対して10.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、本特別委員会（以下に定義します。）から、当該本公開買付価格は、対象者株式の本源的価値と比較して著しく不十分な価格であり、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、対象者修正事業計画における一定の下方修正も対象者の収益力・収益性に本質的に影響するものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は、2025年5月20日、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を4,700円とする旨を伝達いたしました。なお、当該価格は、当該提案日（2025年5月20日）の終値3,370円に対して39.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,676円に対して27.86%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,848円に対して22.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,890円に対して20.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

その後、本特別委員会から、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、SBIホールディングスからも、対象者の本源的価値を極めて低く評価しており、到底容認できるものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。公開買付者は、上記の回答を真摯に検討し、対象者及びSBIホールディングスとの間で協議・交渉を重ね、2025年5月26日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格4,810円での提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月23日）の終値3,290円に対して46.20%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,586円に対して34.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,808円に対して26.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,889円に対して23.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

同日、本特別委員会から、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。また、SBIホールディングスからも、依然として容認できるものではないとして本公開買付価格の再検討を要請されました。再検討の要請を受け、公開買付者は2025年5月27日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を4,870円とする提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月26日）の終値3,230円に対して50.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,526円に対して38.12%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,779円に対して28.87%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,899円に対して24.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

同日、公開買付者は、本特別委員会より、当該本公開買付価格は、少数株主に対して十分な配慮がされた（本取引の実行により生じるシナジーが十分に分配された）水準には達していないとして本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、2025年5月28日に、対象者及びSBIホールディングスに対し、本公開買付価格を4,900円とする最終提案を行いました。なお、当該価格は、当該提案日前営業日（2025年5月27日）の終値3,230円に対して51.70%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,510円に対して39.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,761円に対して30.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,902円に対して25.58%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

これに対して、2025年5月28日、公開買付者は、対象者より、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を4,900円、及び本自己株式取得価格を3,614.84円とすることで合意に至り、2025年5月29日、本取引の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

## ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

### (i) 前回検討体制の構築の経緯

対象者は、2024年12月9日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から、公開買付者及び三井住友信託銀行が共同して対象者株式を非公開化する意向を有している旨、本取引を通じてSBIホールディングスによる対象者株式の売却が想定されている旨を含む前回意向表明書を受領したとのことです（以下、前回意向表明書の受領後、2025年2月7日まで行われた対象者における本取引に係る検討を「前回検討」といいます。）。

これを受け、対象者は、本公開買付けを含む本取引において、対象者の株主のうち、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており前回意向表明書で公開買付者との共同提案者として位置づけられていた三井住友信託銀行及び本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており業務提携関係も有しているSBIホールディン

グスと、対象者の他の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される特別委員会（以下「前回特別委員会」といいます。）を2024年12月13日に設置したとのことです。

また、対象者は2024年12月中旬に公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任するとともに、野村證券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

さらに、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて前回特別委員会の承認を受けたとのことです。

前回特別委員会では、下記「(iii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり本取引の検討・交渉を行ったとのことですが、2025年2月7日、公開買付者から、本取引の検討を終了する旨の連絡を受け、対象者としても、本取引の検討を終了し、前回特別委員会も廃止したとのことです。

## (ii) 再開後の検討体制の構築の経緯

前回検討の終了後、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年4月28日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から、公開買付者及び三井住友信託銀行が共同して対象者株式を非公開化する意向を有している旨、本取引を通じてSBIホールディングスによる対象者株式の売却が想定されている旨を含む本意向表明書を受領したとのことです。

これを受け、対象者は、本公開買付けを含む本取引において、対象者の株主のうち、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており本意向表明書で公開買付者との共同提案者として位置づけられていた三井住友信託銀行及び本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有し、対象者と業務提携関係も有していて、本取引と並行して本資本業務提携（SBI）により公開買付者の親会社であるNTTから出資を受けることを検討しているSBIホールディングスと、対象者の他の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を2025年4月30日に設置したとのことです。なお、前回特別委員会において諮問の対象であった本取引及び本特別委員会における諮問の対象である本取引の内容が主要な点において同一であること、前回特別委員会と本特別委員会の委員が同一であること、前回特別委員会の廃止から本特別委員会の設置まで3ヶ月弱しか期間が経過していないこと等を踏まえ、本特別委員会は、前回検討の内容も参照した上で検討することとしているとのことです。

また、対象者は、前回検討に引き続き、2025年4月下旬に公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任するとともに、野村證券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。

さらに、対象者は、前回検討に引き続き、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

### (iii) 検討・交渉の経緯

対象者は、公開買付者による本取引の提案を受領して以来、2025年2月に本取引の検討を終了する前は上記「(i) 前回検討体制の構築の経緯」、本取引の検討再開後は上記「(ii) 再開後の検討体制の構築の経緯」の検討体制を整備した上で、前回特別委員会又は本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、2024年12月9日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から前回意向表明書を受領した後、対象者は、公開買付者及び三井住友信託銀行からの提案の内容等について確認・検討を行ったとのことです。

その後、公開買付者は、2024年12月下旬から2025年2月上旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025年1月中旬から2025年2月上旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、業務提携に関する具体的な協議を行ったとのことです。

また、2025年2月5日、公開買付者から、本公開買付価格を4,640円とする旨を書面で受領したとのことです。なお、本公開買付価格として提案を受けた4,640円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道がなされた2024年11月28日の前営業日である2024年11月27日の終値2,905円に対して59.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,830円に対して63.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,806円に対して65.36%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,841円に対して63.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かつ、当該提案日前営業日（2025年2月4日）の終値4,640円と同額、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値4,050円に対して14.57%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,595円に対して29.07%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,178円に対して46.00%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

対象者は、当該提案を受けて、2025年2月6日、公開買付者に対して、当該提案における本公開買付価格である4,640円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達しておらず、本取引の実施を前提としない場合の対象者の本源的価値と比較しても大幅に不十分として、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。

その後、2025年2月7日に公開買付者から本取引の検討を終了する旨の連絡を受け対象者においても本取引の検討を終了していたとのことですが、2025年4月28日に、公開買付者及び三井住友信託銀行から本意向表明書を受領し、対象者は、本取引の検討を再開したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年5月初旬から下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、並行して、対象者は、2025年4月下旬から2025年5月下旬にかけて、公開買付者との間で、本取引後の経営体制・事業方針等、具体的な業務提携の協議を行ったとのことです。

また、2025年5月16日、公開買付者から、本公開買付価格を4,300円とする、第1回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた4,300円は第1回提案の提出日（2025年5月16日）の直前営業日である2025年5月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,370円に対して27.60%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,732円に対して15.22%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,928円に対して9.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,878円に対して10.88%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

対象者は、第1回提案を受けて、2025年5月19日、公開買付者に対して、第1回提案における本公開買付価格である4,300円は、対象者の本源的価値と比較して著しく不十分な価格であり、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025年5月20日、公開買付者から、本公開買付価格を4,700円とする、第2回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた4,700円は第2回提案の提出日である2025年5月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,370円に対して39.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,676円に対して27.86%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,848円に対して22.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,890円に対して20.82%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第2回提案を受けて、2025年5月21日、公開買付者に対して、第2回提案における本公開買付価格である4,700円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。

対象者は、2025年5月26日、公開買付者から、本公開買付価格を4,810円とする、第3回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた4,810円は第3回提案の提出日の直前営業日である2025年5月23日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,290円に対して46.20%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,586円に対して34.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,808円に対して26.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,889円に対して23.68%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第3回提案を受けて、2025年5月26日、公開買付者に対して、

第3回提案における本公開買付価格である4,810円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025年5月27日、公開買付者から、本公開買付価格を4,870円とする、第4回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた4,870円は第4回提案の提出日の直前営業日である2025年5月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,230円に対して50.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,526円に対して38.12%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,779円に対して28.87%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,899円に対して24.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。対象者は、第4回提案を受けて、2025年5月27日、公開買付者に対して、第4回提案における本公開買付価格である4,870円は、少数株主に対して十分な配慮がされた水準には達していないとして、本公開買付価格の引き上げに関する検討を要請したとのことです。対象者は、2025年5月28日、公開買付者から、本公開買付価格を4,900円、本自己株式取得価格を3,614.84円とする、第5回提案を書面で受領したとのことです。本公開買付価格として提案を受けた4,900円は第5回提案の提出日の直前営業日である2025年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,230円に対して51.70%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,510円に対して39.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,761円に対して30.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,902円に対して25.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

対象者は、公開買付者による最終提案を受けて、下記「(iv) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり慎重に協議及び検討を行った上で、2025年5月28日、公開買付者に対し、本公開買付価格を4,900円、本自己株式取得価格を3,614.84円とすることに応諾する旨を回答したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、前回特別委員会又は本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から報告を受け、確認及び意見の申述等を行っているとのことです。具体的には、対象者は、本対象者株式価値算定書（野村證券）（以下「(iv) 対象者の意思決定の内容」に定義します。）を野村證券から取得する上で、また、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、2026年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）を策定しましたが、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受け、公開買付者に提示したとのことです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券は、公開買付者との交渉に当たって、前回特別委員会又は本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに前回特別委員会又は本特別委員会に対して報告を行い、その意見、指示、要請等に従って対応を行っており、前回特別委員会及び本特別委員会が実質的に交渉主体としての役割を果たしているとのことです。

#### (iv) 対象者の意思決定の内容

以上の経緯の下で、対象者は、2025年5月29日開催の取締役会において、野村證券から2025年5月28日付で取得した株式価値算定書（以下「本対象者株式価値算定書（野村證券）」）といいますが、）の内容、長島・大野・常松法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2025年5月29日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）本取引により対象者の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて公開買付者及び三井住友信託銀行が対象者を非公開化することにより、大要以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、本取引が対象者のグループの企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

#### (a) デジタルバンク事業：顧客基盤を活用した口座数増加と預金残高拡大

公開買付者が有する国内最大規模の顧客基盤（dポイントクラブ約1億会員、携帯電話サービス約9,000万契約、dカード約1,800万会員等）に対して、対象者が強みを有する住宅ローンや利便性の高いスマホデビットを含む、モバイルアプリやAIなどの最先端テクノロジーを活用した、UI・UXに優れた、高度なセキュリティのフルバンキングサービスを提供することにより、口座数の増加が期待できると考えているとのことです。さらに、公開買付者グループのサービスとの連携やポイント還元等を通じてメインバン

ク化を促進し、預金残高の拡大を図ることが可能と考えているとのことです。これらの施策を通じて、デジタルバンク事業は顧客の生活に密接に関わるプラットフォームとしての役割を強化し、さらなる成長が期待できると考えているとのことです。

(b) モーゲージプラットフォーム領域：住宅ローン市場での競争力強化

公開買付者グループのサービスと連携すること等による金利優遇などの特典設計、又は公開買付者の有する国内最大規模の顧客基盤に対する優位性のある住宅ローンの提供、ドコモショップを運営する代理店ネットワークを活用した住宅ローン販売チャネルの拡充等により、対象者の住宅ローンの実行件数・実行金額の拡大が期待されるとのことです。加えて、ドコモ・ファイナンスが持つ全国規模の住宅ローン販売網や顧客データを活用し、個々の顧客に最適化された金融サービスを提案することで、住宅ローンの販売力強化が期待できるとのことです。これらの取り組みにより、対象者は住宅ローン市場において他社との差別化を図り、顧客の多様なニーズに応える柔軟なサービスを提供することで、競争力をさらに強化することが可能と考えているとのことです。

(c) BaaS事業：法人ネットワークを活用したプラットフォーム拡大

公開買付者グループの広範な法人ネットワークを活用し、これまで接点の無かった候補先にアプローチすることで、BaaS事業の提携先の拡大が可能になると考えているとのことです。また、公開買付者グループとの連携や人材交流等を通じた提案力の強化も期待できるとのことです。さらに、dポイントを活用したマーケティングサービスや公開買付者グループの会員基盤データの活用を通じて、コンサルティング能力やシステム開発力を強化し、提携パートナーの課題解決力を向上させることが可能と考えているとのことです。

(d) その他事業拡大施策：法人基盤の活用とグループ内シナジーの追求

その他の対象者の各事業においても、取引や収益の拡大が期待できると考えているとのことです。特に中小企業向けビジネスに関しては、公開買付者が持つ多数の法人顧客や事業者との取引ネットワークを活用することで、法人口座数の増加や即日入金サービスや各種決済取引等の拡大が期待できるとのことです。また、NTTグループの銀行として、金融・決済業務の集約を進めることで効率化を図り、収益向上に貢献することが可能と考えているとのことです。加えて、グループ企業各社の決済口座や法人預金の集約、従業員の給与振込先指定、家族口座の開設などを通じて、対象者の収益基盤を強化することが期待されるとのことです。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが挙げられるとのことです。また、公開買付者グループの一員となることによる影響について、対象者としては、対象者の従業員のモチベーションに与える影響、対象者の経営や事業運営の独立性に与える影響、及び対象者の取引先への影響等についても検討しているとのことです。しかしながら、(a)対象者のグループは業界内において既に一定の知名度、認知度及び社会的信用を確立している中、対象者の株式の非公開化が対象者に与える負の影響は大きくないと考えられること、(b)対象者が公開買付者のグループ会社となることで、対象者の知名度の更なる向上及び公開買付者グループの広範な顧客基盤を活用した対象者事業の更なる拡大も見込まれること、及び(c)本取引後の体制として、対象者の経営の継続性の観点から、対象者の現行の経営体制や対象者の強みである迅速な意思決定を尊重することが基本方針として確認されていること等を踏まえると対象者株式の非公開化に伴うデメリット及び対象者が公開買付者グループの一員となることによるデメリットは限定的と考えているとのことです。なお、本取引後の対象者の経営方針については、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

また、本公開買付け実施前の時点で対象者株式のうち、34.19%（所有割合を指します。）を所有しており、対象者の重要な業務提携先であるSBI証券の親会社であるSBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることを踏まえ、そのことが対象者の事業運営に与える影響についても慎重に検討したとのことです。特に、SBI証券を銀行代理業者とする対象者円普通預金口座開設等の媒介業務の委託は対象者の顧客獲得における主要経路の一つであり、2025年3月末の対象者預金残高約9.8兆円のうち、SBIハイブリッド預金（注10）残高は約3.2兆円と3分の1程度を占めているとのことです。よって、SBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなるとともに、このような事業上の提携関係が直ちに終了した場合には、対象者の事業に対して顕著な悪影響が生じることが懸念されますが、対象者は、2025年5月29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結しており、少なくとも本取引完了後一定期間、対象者とSBI証券の間の事業上の提携関係を継続させることが合意されているとの

ことです。したがって、SBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることに伴い、対象者の事業に対する顕著な悪影響が直ちに生じることは懸念されないとのことです。

(注10) SBIハイブリッド預金とは、SBI証券と対象者口座の資金移動を自動化できる円預金とのことです。SBIハイブリッド預金の残高は、SBI証券の買付余力に自動で反映されるとのことです。

さらに、対象者は、以下の各点等の諸事情を考慮し、本公開買付価格である1株当たり4,900円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられたうえで、対象者が公開買付者との間で十分な交渉を尽くした結果合意された価格であること。

(b) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づくレンジの上限を上回っており、DDM法（下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」において定義します。）に基づくレンジの範囲内の水準となっていること。

(c) 本公開買付価格は、本取引の公表日の直前営業日である2025年5月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,285円に対して49.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,466円に対して41.37%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,747円に対して30.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,901円に対して25.61%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であるところ、M&A指針が公表された2019年6月28日以降に公表の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（REIT関連事例、マネジメント・バイアウト（MBO）（注11）事例、エンプロイー・バイアウト（EBO）（注12）事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付け公表時点において対象者が応募推奨を決議していない事例、二段階公開買付けの事例、株式交換事例及び買付者と対象者との間に一定の資本関係がある事例等を除く。）84件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（56.68%、67.28%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.46%、67.61%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（55.95%、69.20%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.61%、68.74%））と比較しても、概ね近接しており遜色のない水準にあり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると考えられること。

(d) 2023年3月29日の対象者株式の上場から約2年2ヶ月程度経過した時点において本取引が検討されていることに照らし、対象者の上場直後の時期から所有している少数株主の利益についても検討すると、対象者株式の上場当時の公募価格である1,200円に対し、上場後、基本的には一貫して公募価格を上回る株価形成がされており、上場時の株主の利益の確保を行う機会は存在していたと評価できること。

(e) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書において、妥当であると認められると判断されていること。

(注11) 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である取引、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である取引をいうとのことです。

(注12) 「エンプロイー・バイアウト（EBO）」とは、一般に、買収対象会社の従業員が買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいうとのことです。

以上より、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る条件は妥当なものであると判断し、2025年5月29日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保する

ための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引後の体制としては、経営の継続性の観点から、対象者の現行の経営体制や対象者の強みである迅速な意思決定を尊重することを基本方針としつつ、対象者を含む公開買付者グループ内の連携を加速させるとともに、対象者を含む公開買付者グループの成長の蓋然性を高めるため、公開買付者グループとのシナジー推進を担う人員の各部門への派遣や責任者の派遣等を通じ、対象者の経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を図っていく予定です。

本自己株式取得後はSBIホールディングスが対象者の株主ではなくなりますが、公開買付者及び三井住友信託銀行は、銀行経営全般を担える人材の派遣等を通じて、対象者の現行業務が円滑に進むよう万全の体制で運営をサポートしてまいります。また、対象者のこれまでの歩みを尊重し、公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券の間で、対象者とSBI証券との間の既存の業務提携関係を継続する旨を合意しており、2025年5月29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）が締結されております。その上で、対象者が、自らの既存顧客及びSBI証券顧客から引き続き選ばれる存在でありつつ、公開買付者、マネックス証券及びドコモ・ファイナンス等との事業提携（公開買付者においては、預金残高に応じてお得になる新たなロイヤリティプログラムの設定等を検討しております。マネックス証券及びドコモ・ファイナンスとの提携内容については、今後詳細を検討予定です。）により、更なる事業発展を図る予定です。

その他、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各効果を実現するための施策を講じるとともに、そのための適切な経営体制を構築することを目的として、公開買付者及び三井住友信託銀行が指名する者を対象者の役員に就任させることを予定しており、本株主間契約において、対象者代表取締役社長の円山法昭氏を本取引後の対象者の代表取締役とすることについて合意しておりますが、施策の具体的な内容並びに円山法昭氏以外の役員就任の具体的な時期及び候補者等については現時点では未定です。これらの点を含む対象者の経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

なお、公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行との間で本株主間契約を締結し、本株主間契約において、本取引完了後、公開買付者が対象者の取締役の過半数を指名することについて合意しております。本株主間契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本株主間契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当いたしません。

もっとも、(i)公開買付者が対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないことを合意していること、(ii)公開買付者が対象者の株主を公開買付者と三井住友信託銀行のみとする対象者株式の非公開化を企図していること、(iii)本株式併合の効力発生を条件として本自己株式取得が行われる予定であることを考慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相応する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、以下の措置をそれぞれ実施していることから、公開買付者としては、対象者の少数株主の皆様への利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるBofA証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。BofA証券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

公開買付者がBofA証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（BofA証券）」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、本公開買付けの価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、本取引に係る野村證券の報酬は、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

(ii) 算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法であり、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル（以下「DDM法」といいます。）を採用して対象者株式価値の算定を行い、対象者は、2025年5月28日付で本対象者株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法①	: 2,806円～2,978円
市場株価平均法②	: 3,256円～3,901円
類似会社比較法	: 3,773円～4,393円
DDM法	: 4,398円～5,871円

市場株価平均法①では、一部報道機関による憶測報道（2024年11月28日）による株価への影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引である2024年11月27日を基準日（以下「基準日1」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日1の終値2,905円、直近5営業日の終値単純平均値2,978円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,830円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,806円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値2,841円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を2,806円から2,978円までと算定しているとのことです。また、市場株価平均法②では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月28日を基準日（以下「基準日2」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日2の終値3,285円、直近5営業日の終値単純平均値3,256円、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,466円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,747円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値3,901円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,256円から3,901円までと算定しているとの

ことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を3,773円から4,393円までと算定しているとのことです。

DDM法では、対象者が作成した対象者事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が2026年3月期以降に創出すると見込まれる、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,398円から5,871円までと算定しているとのことです。なお、本公開買付けの実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、対象者事業計画には加味されていないとのことです。また、上記DDM法の算定の基礎となる対象者事業計画については、対前期比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027年3月期及び2028年3月期において、資金運用残高の増加に伴う資金運用収益の増加を主要因として、対前年度比で当期純利益の大幅な増益を見込んでいるとのことです。

なお、下記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、対象者の株式価値算定の基礎となる財務予測の前提となる対象者事業計画の内容、前提条件及び作成経緯等について対象者から、算定方法、算定において用いられる数値及び前提条件等について野村證券から、説明を受けた上で質疑応答を行いました。特段不合理な点は見受けられず、算定方法及び算定結果は合理的なものとして認められることを確認しているとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていませんとのことです。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年5月28日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

### ③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

#### (i) 前回特別委員会の設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 前回検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る対象者の意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2024年12月13日付の取締役会における決議により、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングス、並びに本公開買付けを含む本取引の成否に利害関係を有しない、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される前回特別委員会を設置したとのことです。なお、前回特別委員会の委員は設置当初から変更されておらず、また、互選により、前回特別委員会の委員長として町田行人氏を選定したとのことです。なお、前回特別委員会の委員の報酬は、固定額となっており、本公開買付けを含む本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者取締役会は、上記取締役会決議に基づき、前回特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、②本取引に係る取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。）、③本取引に係る手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、④本取引が公開買付けによって行われる場合、本公開買付けについて取締役会が賛同すべきか否か、並びに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か、⑤本取引を行うことの決定（本取引が本公開買付けによって行われる場合、取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）が対象者の一般株主（少数株主を含みます。）にとって不利益なものでないか（以下①乃至⑤の事項を総称して「前回諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。さらに、対象者取締役会は、本取引に関する対象

者取締役会の意思決定は前回特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に前回特別委員会が本取引の取引条件について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を決定しない（本取引が本公開買付けによって行われる場合、賛同せず応募推奨しない。）ものとするを2024年12月13日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

また、対象者取締役会は前回特別委員会に対して、(i)公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスその他関係者との本取引に関する協議及び交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引に関する協議及び交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して勧告や要請を行うことができ、また、必要に応じて法令上許容される範囲で公開買付者を含む第三者と直接協議・交渉を行うことができる権限、(ii)対象者業務執行取締役等に対し、本取引に関する進捗、検討状況その他の事項の報告及び情報提供を随時求めることができる権限、(iii)必要な範囲で、前回特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等（以下「アドバイザー等」といいます。）を対象者の費用負担により選任することができる権限、及び(iv)対象者のアドバイザー等を評価し、選任について意見し、又は承認（事後承認を含みます。）することができる権限を、それぞれ付与することを2024年12月13日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

前回特別委員会は、2024年12月18日から2025年2月5日まで合計6回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、前回諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、前回特別委員会は、2024年12月18日に開催された前回第1回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認したとのことです。なお、前回特別委員会も必要に応じて野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の専門的助言を受けることができることを確認した上、前回特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認したとのことです。

#### (ii) 本特別委員会の設置等の経緯

2025年2月の本取引の検討の終了後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 再開後の検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、公開買付者及び三井住友信託銀行より本意向表明書を受領したことを受け、本公開買付けを含む本取引に関し、対象者の少数株主の利益を適切に確保し、本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る対象者の意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2025年4月30日付の取締役会における決議により、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングス、並びに本公開買付けを含む本取引の成否に利害関係を有しない、町田行人氏（対象者社外取締役、独立役員）、武田知久氏（対象者社外取締役、独立役員）及び森山保氏（対象者社外取締役、独立役員）の3名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として町田行人氏を選定したとのことです。なお、本特別委員会の委員に対しては、前回特別委員会の委員を務めた対価として既に固定額の報酬を支払っており、本特別委員会における検討内容が前回特別委員会における検討内容と実質的に連続したものであることを踏まえ、本特別委員会の委員としての追加の報酬は支払わないこととしたとのことです。

対象者取締役会は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含みます。）、②本取引に係る取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。）、③本取引に係る手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。）、④本取引が公開買付けによって行われる場合、本公開買付けについて取締役会が賛同すべきか否か、並びに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か、⑤本取引を行うことの決定（本取引が本公開買付けによって行われる場合、取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見表明を行うこと及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）が対象者の一般株主（少数株主を含みます。）にとって不利益なものでないか（以下①乃至⑤の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。さらに、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引の取引条件について妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実施を決定しない（本取引が

本公開買付けによって行われる場合、賛同せず応募推奨しない。)ものとするを2025年4月30日付の取締役会にて併せて決議しているとのことです。

また、対象者取締役会は本特別委員会に対して、(i)公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスその他関係者との本取引に関する協議及び交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引に関する協議及び交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して勧告や要請を行うことができ、また、必要に応じて法令上許容される範囲で公開買付者を含む第三者と直接協議・交渉を行うことができる権限、(ii)対象者業務執行取締役等に対し、本取引に関する進捗、検討状況その他の事項の報告及び情報提供を随時求めることができる権限、(iii)必要な範囲で、本特別委員会独自のアドバイザー等を対象者の費用負担により選任することができる権限、及び(iv)対象者のアドバイザー等を評価し、選任について意見し、又は承認(事後承認を含みます。)することができる権限を、それぞれ付与することを2025年4月30日付の取締役会にて併せて決議したとのことです。

#### (iii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年5月7日から2025年5月29日まで合計7回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、2025年5月7日に開催された第1回特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所については、その独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。なお、本特別委員会も必要に応じて野村證券及び長島・大野・常松法律事務所の専門的助言を受けることができることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、対象者が社内構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しているとのことです。

その後の具体的な審議状況として、本特別委員会は、対象者が作成した対象者事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

また、本特別委員会は、①公開買付者及び三井住友信託銀行に対して、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について前回検討時に公開買付者及び三井住友信託銀行から受領した回答の更新の有無及びその内容について書面形式での確認を実施し、また②対象者に対しても、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について前回検討時に対象者から受領した回答の更新の有無及びその内容についての確認を実施しているとのことです。上記①及び②を通じて、本特別委員会は、公開買付者及び三井住友信託銀行並びに対象者における本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等について、確認したとのことです。

また、野村證券からの対象者事業計画を基礎として行った株式価値算定の内容、DDM法における割引率の計算根拠、類似会社比較法における類似会社の選定理由を含む重要な前提条件についての説明も踏まえて、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、野村證券及び長島・大野・常松法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会的意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、野村證券から受けた財務的見地からの助言を踏まえ、公開買付者からより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2025年5月16日に公開買付者より本公開買付価格を1株当たり4,300円とする、第1回提案を受領して以降、本特別委員会が公開買付者から公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討した上で、公開買付者と直接書面のやり取りを行うこと等により、公開買付者との間で本公開買付価格に関する協議・交渉を行い、その結果、公開買付者から、同年5月28日に本公開買付価格を1株当たり4,900円とする、最終的な提案を受けるに至ったとのことです。

#### (iv) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から受けた財務的見地からの助言及び本対象者株式価値算定書(野村證券)の内容、並びに長島・大野・常松法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年5月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答

申書を提出したとのことです。

(A) 答申内容

- (i) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、正当かつ合理的なものであると認められる
- (ii) 本公開買付けにおける公開買付価格その他の本取引に係る条件は妥当であると認められる
- (iii) 本取引に係る手続においては十分な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると認められる
- (iv) 対象者取締役会は、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである
- (v) 本取引を行うことは対象者の一般株主（少数株主を含む。）にとって不利益なものではない

(B) 答申理由

- (i) 本取引が対象者の企業価値の向上に資するか
  - ・公開買付者及び三井住友信託銀行（以下「公開買付者ら」という。）は、預金確保に向けた他銀行との顧客獲得競争がより一層激化する対象者の事業環境下において、本取引を通じて国内最大規模の会員基盤を有する公開買付者が対象者に資本参加し、対象者が公開買付者の顧客基盤やブランド、金融サービス、最新のデジタル技術や研究開発力を活用することにより、国内最大のインターネットバンキングとしての対象者のポジションを確固たるものにとできると考えている。また、公開買付者らは、対象者のモーゲージPF（住宅ローン）領域の強化や、BaaSプラットフォームのさらなる拡大、公開買付者が有する大規模データ収集・分析技術、AI・機械学習技術等の活用による対象者のマーケティング施策や予測モデルの精度向上を含む新たな価値創出に貢献することで、対象者の企業価値向上が実現できると確信している。
  - ・公開買付者らは、既に一定の事業協力関係が存在する対象者と三井住友信託銀行との間においても、本取引成立後、対象者とのビジネス連携の一層の強化が可能となり、対象者の企業価値向上に資すると考えている。
  - ・公開買付者らは、本取引により(a) S B I ホールディングスが対象者の株主でなくなることに伴って対象者の事業運営に影響が生じる可能性があり、また、(b) 非公開化されることにより対象者従業員のモチベーションやリテンションに悪影響が及ぶ可能性があることをデメリットとして認識している。
  - ・もともと、公開買付者らは、対象者が公開買付者、S B I ホールディングス及びS B I 証券と本業務提携契約（公開買付者・対象者・S B I ホールディングス・S B I 証券）を締結し、三井住友信託銀行からの銀行経営全般を担う人材の派遣を継続するとともに公開買付者グループからも金融事業に精通した人材の派遣を行うことで上記(a)に係る悪影響を最小限にとどめることができ、また、公開買付者の持つ顧客基盤、ブランド、金融サービス、最新のデジタル技術や研究開発力を活かすことにより、対象者の付加価値・競争力を高め、世界を代表するフィンテックカンパニーとして金融の新しいスタンダードを創造し持続的に成長することは、従業員の士気の維持・向上に繋がるものであり、上記(b)に係る懸念も小さいと考えている。なお、対象者にて導入されている譲渡制限付株式報酬制度の代替となる報酬制度についても、公開買付者らは検討予定である。
  - ・公開買付者らの上記見解について、対象者経営陣は、対象者の事業全般にメリットが存在することが認められ、一部実現可能性に疑問のある点があるものの大筋としては違和感がないとの見解を示している。
  - ・また、対象者経営陣としても、(a) S B I ホールディングスが対象者の株主でなくなることに伴って対象者の事業運営に影響が生じる可能性、(b) 知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなること、(c) 公開買付者グループの一員となることで、対象者の従業員のモチベーション、対象者の経営や事業運営の独立性及び対象者の取引先との関係性について影響が生じる可能性といった観点から本取引により対象者に生じ得るデメリットを検討したものの、対象者が2025年5月29日付で本業務提携契約（公開買付者・対象者・S B I ホールディングス・S B I 証券）を締結する予定であり、S B I ホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることに伴い、対象者の事業に対する顕著な悪影響が直ちに生じることは懸念されず（上記(a)）、対象者グループが業界内において既に一定の知名度、認知度及び社会的信用を確立していること及び公開買付者のグループ会社となることで、対象者の総合的知名度の向上も見込まれることから対象者株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であり（上記(b)）、対象者が公開買付者のグループ会社となることで対象者の知名度の更なる向上及び対象者事業の更なる拡大も見込まれ、また、本取引後の体制としても対象者の現行の経営体制や対象者の強みである迅速な意思決定を尊重することが本取引に関連して締結される基本方針として確認されていること等を踏ま

えると、対象者が公開買付者グループの一員となることによるデメリットは限定的（上記(c)）と考えている。

- 下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、公開買付者ら、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券の間では2025年5月29日付で一連の契約等の締結等が予定されているところ、これらの契約は、(a)本取引後において公開買付者らが実際に対象者の企業価値向上のための各施策を実施する上での現時点の枠組みとしては十分であり、(b)本業務提携契約（公開買付者・当社・SBIホールディングス・SBI証券）では、本取引後において対象者とSBI証券を含むSBIホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携を継続することが予定されており、本取引によりSBIホールディングスが対象者の株主でなくなることによりSBI証券との業務上の連携が急激に損なわれることを回避するための手当てとして十分な内容であり、(c)公開買付者の子会社となることに伴い経営課題に対する意思決定の迅速性が損なわれることが本取引に対する一つの懸念であったものの、一連の契約は対象者の意思決定の迅速性に一定程度配慮された内容になっており、(d)対象者の役職員のリテンションにも相応の手当がなされることが期待される内容となっていることから、本取引によるシナジーの実現及びディスシナジーの抑制に資すると考えられる。
- 以上を踏まえて慎重に審議・検討を行った結果、本特別委員会は、(a)公開買付者との連携による預金口座及び預金残高の拡大への期待は、公開買付者が有する国内最大規模の顧客基盤に裏付けられており、かかる観点で本取引が対象者の企業価値向上につながる確実性は高いと考えられること、(b)現在の顧客獲得チャネルの中長期的な継続性について一定の不確実性が否定できない中、大規模かつ安定した新たな顧客獲得チャネルが得られることの意義は大きいと考えられること、(c)公開買付者（公開買付者の子会社であるマネックス証券を含む。）との連携は、システム開発を含め立ち上がりには一定の期間を要すると思われるものの、本取引によりSBIホールディングスが対象者の株主でなくなることに伴う懸念への手当てとして一定程度期待できること、(d)モーゲージプラットフォーム領域やBaaS事業において対象者経営陣が期待するシナジーは合理的に実現を見込むことができ、公開買付者の子会社となることに伴うシナジーへの期待は、それに伴う影響への懸念を明らかに上回ると考えられること、(e)公開買付者の子会社となることで、これまで対象者の成長を支えてきた経営の機動性、役職員のモチベーションを減殺する結果とならないかという懸念が存在したものの、本取引に係る協議の過程において経営の機動性及び役職員のモチベーションの維持の必要性について公開買付者からも一定の理解が示され、一連の契約においても配慮されていると見受けられるため、本取引後の経営が対象者の良さを失わせることのない形で行われ、役職員にとってもモチベーション高く職務に取り組むことができる企業風土が維持されることに一定の期待ができること等を踏まえ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものとして正当であり、本目的は合理的であると認める。

(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性について

- 対象者が2025年5月16日に公開買付者より初回の価格提案を受領して以降、野村證券は、公開買付者との交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その意見、指示、要請等に従って対応を行っており、本特別委員会が実質的に交渉主体としての役割を果たした。交渉の過程においても、本特別委員会は、公開買付者に対し、本公開買付価格を検討する上で参照すべき指標の適切性についての本特別委員会としての考えや、十分に交渉を尽くすために本特別委員会が必要と判断した場合には、仮に公開買付者とSBIホールディングスの間で合意に至っていても公表を延期することも辞さない考えであること等を伝え、適切な指標に則り十分に交渉を尽くすことができるよう対応し、2025年5月29日に本取引を公表したいとの公開買付者の要望も、公開買付者から最大限の価格を引き出すための交渉材料として利用した。結果、対象者は、初回提案価格である4,300円から、4回、合計13.95%の引上げを獲得した。特に、2025年5月27日の本公開買付価格を4,870円とする提案からの追加の引上げについては、対象者が、野村證券を通して同日深夜から翌28日早朝に至るまで更なる交渉を行い、獲得したものである。本特別委員会として、更なる引上げの余地も検討したが、引上げの余地は低く更なる引上げ交渉を試みる意義は乏しいと判断した。よって、本公開買付価格は、対象者株式の34.19%を保有し公開買付者に対して実質的な交渉力を発揮することが期待できるSBIホールディングスが公開買付者との間で交渉を重ね、これと並行かつ追加して、対象者と公開買付者との間で、本特別委員会が実質的な主体となって十分な交渉を尽くした結果合意された価格であると認められる。

- ・野村證券が対象者株式価値の算定の前提とした対象者事業計画は、(a)2024年10月から対象者において既に開始されていた2026年3月期以降の事業計画の策定プロセスを引き継ぐ形で作成されたものであり、本取引を契機として作成されたものではなく、(b)公開買付者らに在籍する対象者の取締役は対象者事業計画の策定に関与していないことを踏まえ、本特別委員会は、その内容に不合理な点は見受けられないと判断した。
- ・なお、対象者事業計画は、前回検討の際に利用した事業計画から一定の下方修正がなされているものの、当該下方修正は、前回検討の際に利用した事業計画における2025年3月期の第4四半期の予測値と2025年3月期の第4四半期の実績値に乖離（主に対象者の預金残高の下振れ）が生じたことを踏まえて、関連する予測値を見直したことに伴うものであり、事業計画作成に係る前提事実や策定方法に関する考え方に変更はなく、直近の実績値の予測値からの変動という客観的事情に基づく合理的な範囲の修正であることを確認している。
- ・野村證券が採用した株式価値の算定手法は、非公開化取引における株式価値算定において一般的に利用されている算定手法であり、各算定手法の採用理由に不合理な点は認められず、算定内容の合理性についても不合理な点は認められなかった。
- ・本公開買付価格（対象者株式1株当たり4,900円）は、野村證券の算定結果に照らして、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づくレンジの上限を上回っており、DDM法に基づくレンジの範囲内であり、算定結果との比較においても合理的な水準であると認められる。また、本公開買付価格のプレミアム水準は、M&A指針が公表された2019年6月28日以降に公表の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例（REIT関連事例、マネジメント・バイアウト（MBO）事例、エンプロイー・バイアウト（EBO）事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付け公表時点において対象者が応募推奨を決議していない事例、二段階公開買付けの事例、株式交換事例及び買付者と対象会社との間に一定の資本関係がある事例等を除く。）84件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（56.68%、67.28%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.46%、67.61%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（55.95%、69.20%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（54.61%、68.74%））と比較しても、概ね近接しており遜色のない水準にある。特に、対象者は2025年5月9日に2025年3月期の決算及び2026年3月期の業績予想を公表しており、対象者の現状に対する評価を反映しているものとして足下の株価を重視すべきと考えられるところ、本公開買付価格の公表日の前営業日の市場株価に対するプレミアム（49.16%）及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム（41.37%）は、上記にて参照する他社株公開買付け事例における公開買付価格の公表日の前営業日の市場株価に対するプレミアムの中央値（56.68%）及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.46%）に近接する水準のプレミアムとなっている。
- ・以上より、本公開買付価格（本公開買付け成立後の本株式併合において対象者株主に交付される対価を含む。）については、対象者と公開買付者との間で、本特別委員会が実質的な主体となって十分な交渉を尽くした結果合意されたものであり、第三者算定機関による対象者株式の価値算定結果との比較及び過去の類似取引におけるプレミアム水準との比較の観点においても合理的な水準にあると考えられるから、その妥当性を認めることができる。
- ・本取引のスキームについては、SBIホールディングスが本自己株式取得に応じた際に得られる本自己株式取得価格の計算（SBIホールディングスが自己株式取得に応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、仮にSBIホールディングスが本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取額として計算される金額と同額となるようにしたもの）も含めて不合理な点は認められず、妥当であると認められる。
- ・本取引と同時に、(a)NTTがSBIホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結し、NTTがSBIホールディングスに対して出資を行うこと、及び(b)本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結することが予定されているため、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反してSBIホールディングスに対して少数株主と異なる特別の利益を得させるものではないかという点については、公開買付者が、(a)NTTによるSBIホールディングスへの出資に係る条件を、東京証券取引所プライム市場におけるSBIホールディングスの株価、SBIホールディングスに対して別途デュー・ディリジェンスを実施するなどして算出した同社の事業価値を基に検討しており、SBIホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであることから、本公開買付けに関する対価を提供するものではなく、(b)本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）

券)については、本取引後において対象者とSBI証券を含むSBIホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携の継続や、対象者の成長に向けた対象者、SBI証券及び公開買付者間の連携について定めるものであり、SBIホールディングスによる本公開買付けへの合意の可否とは独立して検討したものであると説明しており、かかる説明に依拠すれば、NTTからSBIホールディングスに対する出資及び本業務提携契約(公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券)の締結は、SBIホールディングスに対して対象者の少数株主と異なる特別利益を得させるものではなく、また、本業務提携契約(公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券)についても対象者、公開買付者、SBIホールディングス及びSBI証券の互恵的な連携について定めるもので特にSBIホールディングス又はSBI証券を利するものではないので、本取引に伴い少数株主と異なる特別の利益を得させるものではなく、公開買付価格の均一性の趣旨に反するものではないと考えられる。

- ・以上より、本特別委員会は、本取引の取引条件が公正かつ妥当な条件であると判断する。

(iii) 本取引に係る手続の公正性について

- ・本取引においては、対象者において、(a)本特別委員会の設置、(b)外部専門家による独立した専門的助言の取得、(c)専門性を有する独立した第三者算定機関からの本対象者株式価値算定書(野村證券)の取得、(d)独立した社内検討体制の構築、(e)本取引公表後における対象者株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会の確保といった、各種の公正性担保措置が履践されている。
- ・上記(a)について、本特別委員会の委員は前回特別委員会の委員と同一であり、その報酬は前回特別委員会の委員としての報酬とあわせて固定額が支給されていて本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておらず、各委員が対象者及び少数株主を含む対象者株主のために充実した議論を行って本取引について検討し、本公開買付価格についての公開買付者との間の交渉を本特別委員会が実質的な主体となって行ったことを踏まえれば、本特別委員会は、本取引の検討手続において有効に機能したものと考えられる。
- ・上記(d)について、本取引を検討する対象者のプロジェクトチームには過去に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員が含まれているものの、下記「⑥ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載の事情に鑑みれば、対象者の整理に不合理な点はなく、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含む。)について、独立性及び公正性の観点から問題がないと判断する。
- ・上記(e)について、本基本契約においては、対象者が本公開買付価格を上回る買取価格による真摯な提案を受け、かつ、公開買付者が本公開買付価格の引き上げに応じない場合には、対象者が賛同意見を撤回又は変更した上で、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの本取引と競合する取引について協議等を行ってはならない旨の義務を停止する他、本基本契約に係る対応について誠実に協議を行うことができる旨が定められており、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会を過度に制限するものではない。
- ・本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないが、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定した場合には本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があること等を踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しなかったとしても、必ずしも公正性担保措置として不十分と評価されるわけではない。特に本取引においては、本取引が対象者の企業価値向上に資する可能性が高い取引であるものと判断でき、対象者の少数株主に合理的な投資回収機会を提供するものであることから、本公開買付けの成立を殊更に不安定にしないことにも一定の合理性があると考えられる。他の公正性担保措置は十分に実施され、かつ実質的に機能していることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことをもって本公開買付けに係る手続の公正性に疑義が生じるものではない。
- ・以上より、本取引に係る手続においては公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性を妨げるような特段の事情は認められず、本取引に係る手続はその過程において十分な公正性担保措置が講じられた公正なものであると認められる。

(iv) 総括

- ・上記(i)乃至(iii)のとおり、本公開買付けは、対象者の企業価値向上に資すると考えられ、その取引条件も妥当であり、公正な手続も実施されている。
- ・本特別委員会は、対象者は本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主に対

して本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであり、本取引は対象者の一般株主（少数株主を含む。）にとって不利益なものではないと判断する。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本取引に関する対象者取締役会的意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 再開後の検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定に当たっての留意点等について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、長島・大野・常松法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、長島・大野・常松法律事務所に対する報酬には、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の本特別委員会から提出された本答申書、上記「④ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得」に記載の法的助言及び上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本対象者株式価値算定書（野村証券）の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年5月29日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計10名のうち、米山学朋氏及び木村紀義氏を除く8名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の取締役10名のうち、米山学朋氏は三井住友信託銀行の取締役専務執行役員（2025年3月31日以前は取締役常務執行役員）を兼務していることから、また、木村紀義氏はSBIホールディングスの専務執行役員を兼務していることから、それぞれ利益相反の疑いを回避するため、上記の対象者取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、松本安永代表取締役会長（2024年4月対象者に転籍）及び岡澤亮太取締役常務（2023年11月対象者に転籍）は三井住友信託銀行に、円山法昭代表取締役社長（CEO）（2014年4月対象者に転籍）及び横井智一取締役副社長（2022年2月対象者に転籍）はSBIホールディングスに、それぞれ過去に在籍していましたが、いずれの取締役についても三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にはなく、また、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスにおける本取引の検討過程に一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、加えて、三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主との間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられることも踏まえ、いずれの取締役も対象者取締役会における審議及び決議への参加を含め本取引の検討から除外すべきような利害関係はないものと判断したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、江野史人氏（2024年6月対象者に転籍）は三井住友信託銀行に、藤田俊晴氏（2014年6月対象者に転籍）はSBIホールディングスに、それぞれ過去に在籍していましたが、いずれの監査役についても既に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にはなく、また、三井住友信託銀行又はSBIホルデ

インクスにおける本取引の検討過程に一切の関与をしておらず、それができる立場にもないこと、加えて、三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主との間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられることも踏まえ、いずれの監査役も本取引について対象者取締役会における審議から排除すべきような利害関係は有しないものと判断したとのことです。

#### ⑥ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した立場で、本公開買付けを含む本取引に係る検討、交渉及び判断を行うため、本取引の実施に向けた検討を開始して以降、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立性を有する役職員から構成されるプロジェクトチームを構築したとのことです。当該プロジェクトチームには、公開買付者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと兼職している役職員は含まれていないとのことです。なお、当該プロジェクトチームには、過去、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員（対象者取締役のうち、横井智一取締役副社長及び岡澤亮太取締役常務が含まれます。）が含まれておりますが、当該役職員は、いずれも対象者の経営方針の検討、事業計画の作成及び銀行業において重要かつ代替困難な役割を占めており、本取引に係る検討、交渉及び判断を機動的かつ実効的に行う上で中心的に関与する必要性が高く、また、(i)対象者は、2023年3月29日以来、上場会社として三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立して運営されていること、(ii)いずれの当該役職員についても、(A)既に三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに籍を有しておらず、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスから指示を受ける立場にもないこと、(B)三井住友信託銀行が本取引の提案につながる初期的な検討を開始した当時三井住友信託銀行に在籍していた者についても、本取引について何らの事情も関知しておらず（この点については松本安永代表取締役会長も同様です。）、三井住友信託銀行における本取引の検討過程に一切の関与をしていないこと、及び(C)本公開買付けにおける買収者（公開買付者）の過去の役職員ではないこと、(iii)(A)三井住友信託銀行については、公開買付者との共同提案者ではあるものの、対象者株式を追加で取得することは予定されていないこと、及び、(B)SBIホールディングスは、対象者の少数株主と同様に本取引を通して対象者株式を譲渡する立場にあることに鑑みれば、本取引における三井住友信託銀行及びSBIホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反のおそれは、構造的な利益相反の問題が存在する支配株主による買収やMBOにおける買収者と少数株主との間の利益相反のおそれに相当するものではなく、かかるおそれは相対的に小さいと考えられること、並びに(iv)本特別委員会が設置され、公正性を担保するための措置を講じ、特に、少数株主への配慮が必要となる公開買付者との取引条件の交渉については逐一特別委員会の意見を確認し実質的に特別委員会が主体となって交渉することで、検討の独立性に慎重に配慮して進めることとしたこと等を踏まえ、過去、三井住友信託銀行又はSBIホールディングスに在籍していた対象者役職員がプロジェクトチームに含まれることにより手続の公正性に疑義を生じさせるおそれは低いことから、プロジェクトチームに参画しているとのことです。

なお、以上の取扱いを含めて対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、2024年12月18日に開催された前回第1回特別委員会において、前回特別委員会の承認を得ているとのことです。また、その後2025年5月7日に開催された本特別委員会の第1回特別委員会においても対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を得ているとのことです。

#### ⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

三井住友信託銀行及びSBIホールディングスは、本基本契約において、公開買付者以外の者との間で、競合取引又は競合取引に関連する合意を行わず、公開買付者以外の者に対し、かかる取引に関連して対象者に関する情報その他の情報を提供せず、かつ競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行わないことに合意しているものの、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を

法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスのみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2025年8月頃を予定しております。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済を開始する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者が買い取ることによって得られる金銭が交付されることとなります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなること、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となること、並びにみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSBIホールディングスについて、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にSBIホールディングスが本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額として計算される金額と同等となることの条件を満たすように決定するよう要請する予定です。本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスのいずれかが所有する対象者株式の数と同数以上の対象者株式を所有する公開買付者、三井住友信託銀行又はSBIホールディングス以外の株主が存在し、又はその他の事由により本株式併合の効力発生日において上記の条件を全て満たす併合比率が存在しないことが見込まれる場合には、公開買付者は、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者と協議の上、本スクイーズアウト手続の目的を達成するために必要な措置を講じる予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスを除きます。）は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の役職員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株

式」といいます。)については、その割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、本株式併合(当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り、)に関する事項が対象者株主総会で承認された場合(ただし、本株式併合の効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限り、)には、割当契約書に定める計算式に従って計算して得られる数の本譲渡制限付株式について、本効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、本効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされているとのことです。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です(なお、公開買付者は、今後対象者とも協議の上、本譲渡制限付株式に代わる新たなインセンティブプランの導入について検討する予定ですが、本書提出日現在において当該協議は開始されておらず、その内容は未定です。)

上記の手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様(ただし、公開買付者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けに係る手続が完了した時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに係る重要な合意

本公開買付けに際して、2025年5月29日付で、公開買付者、対象者、三井住友信託銀行、SBIホールディングス及びSBI証券の間で、本取引に関連する以下の各契約等が合意・締結されております。

##### ① 本基本契約

公開買付者、対象者及び本不応募合意株主は、①本不応募合意株主が、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②公開買付者及び本不応募合意株主が、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生日後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について定めた本基本契約を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

##### A. 本公開買付けに関する対象者の義務

(a) 対象者は、公開買付期間の末日(以下「公開買付期間満了日」といいます。)まで、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明(以下「賛同意見表明」といいます。)を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。

(b) ただし、(i)公開買付期間満了日の3営業日前までに、公開買付者以外の者が、対象者株式に対する公開買付け(ただし、当該公開買付けは、買付予定数の上限が設定されていないものであることを要します。)を開始し、又は当該公開買付けに係る真摯な書面による提案(以下「本対抗提案」といいます。)を受けた場合で、(ii)本対抗提案に係る買取価格が本公開買付価格を上回り、かつ(iii)対象者が賛同意見表明を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性が合理的に認められると対象者の取締役会が合理的に判断した場合には、対象者は、公開買付期間満了日の3営業日前までに、公開買付者に対

して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、当該申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間満了日のうちいずれか早い方の日までに公開買付者が本公開買付価格を対抗提案に係る買付価格以上の金額に変更しないときには、対象者は、賛同意見表明を撤回又は変更することができるものとし、この場合、公開買付者は対象者の要請に応じ、本不応募合意株主の下記F. (b)の(iii)及び(iv)に係る義務を停止する他、本特別委員会の意見を踏まえた本基本契約に係る対応について誠実に協議を行う。

B. 本不応募合意株式の不応募

本不応募合意株主は、その所有する本不応募合意株式全てについて、本公開買付けに応募せず、公開買付期間満了日までの間、自らが公開買付者以外の者から対象者株式に係る公開買付けの提案を受けた場合、速やかに、公開買付者及び他の本不応募合意株主に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、対応について誠実に協議を行う。

C. 本スクイーズアウト手続の実施

公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかつた場合、本公開買付けの決済後、実務上可能な限り速やかに、対象者は、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするために必要な手続を実施し、また、公開買付者及び本不応募合意株主は、当該手続に必要な一切の行為（本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを含む。）を行う。

D. 本資金提供、本減資等及び本自己株式取得

公開買付者、対象者及びSBIホールディングスは、本スクイーズアウト手続の完了後、対象者を公開買付者の連結子会社とするために本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施し、そのために必要な手続を実施する。

E. 議決権比率の調整の実施

公開買付者、対象者及び三井住友信託銀行は、上記D完了後、公開買付者及び三井住友信託銀行の出資比率を65.81%：34.19%、議決権比率を50%：50%とするために必要な手続（株式分割、株式内容の変更を含むが、これらに限られない。）を実施する。

F. 誓約事項

(a) 対象者は、本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者から本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引（公開買付け、組織再編その他方法を問わず、対象者の株式等を取得する取引、対象者グループの株式等又は事業の全部又は重要な一部を処分する取引を含み、以下「競合取引」といいます。）に関連する提案、勧誘、申込若しくは協議申入れを受けた場合、又は公開買付者以外の者と競合取引に関する協議を行った場合には、その詳細を合理的な範囲で公開買付者及び本不応募合意株主に速やかに通知し、対応について誠実に協議を行う。また、対象者は、本自己株式取得の実行時までの間、従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において、その業務を行う。

(b) 本不応募合意株主は、(i) 公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主権を行使してはならず、(ii) 2025年6月開催予定の対象者の定時株主総会において、可決されれば対象者の財政状態等に重大な影響を及ぼす議案が上程されるときは、反対の議決権行使を行う。また、本不応募合意株主は、(iii) 本自己株式取得の実行時までの間、対象者の株式等に関する譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分（本公開買付け以外の公開買付けに応募することを含む。）及び対象者の株式等の取得を行ってはならず、(iv) 公開買付者以外の者との間で、競合取引又は競合取引に関連する合意を行ってはならず、公開買付者以外の者に対し、かかる取引に関連して対象者に関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならない。

G. 表明保証

公開買付者、対象者及び本不応募合意株主は、それぞれ、以下の事項について表明し保証する。

・公開買付者

(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c) 強制執行可能性、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 許認可等の取得・履践、並びに(f) 倒産手続等の不存在。

・SBIホールディングス

(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c) 強制執行可能性、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 許認可等の取得・履践、(f) 本SBIホールディングス所有株式の適法かつ有効な所有及び本SBIホールディングス所有株式以外の対象者の株式等の非所有、並びに(g) 倒産手続等の不存在。

・三井住友信託銀行

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、(f)本三井住友信託銀行所有株式の適法かつ有効な所有及び本三井住友信託銀行所有株式以外の対象者の株式等の非所有、並びに(g)倒産手続等の不存在。

・対象者

(a)設立及び存続の有効性、(b)本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)許認可等の取得・履践、(f)倒産手続等の不存在、(g)有価証券報告書等の公表情報の真実性・正確性、(h)未公表の重要事実の不存在、(i)法令遵守並びに(j)紛争等の不存在。

H. 解除・終了

法その他適用ある法令に従い本公開買付けを適法に撤回した場合、又は本公開買付けが成立したものの、本公開買付けの決済から3ヶ月以内に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案について承認決議が成立しない場合（ただし、各当事者は、自らの責に帰すべからざる事由により、当該期限までに当該承認決議が成立しないことが合理的に見込まれる場合には、他の当事者に対する書面による通知より、当該期間を延長することに係る協議を申し入れることができ、協議の結果合意に至ったときは、当該期間を3ヶ月延長することができる。他の当事者はかかる合意を不合理に拒絶、遅延又は留保してはならない。）は、本基本契約は直ちに終了する。

② 本株主間契約

公開買付者及び三井住友信託銀行は、本取引後の対象者の運営並びに対象者株式の取扱いに関する内容について定めた本株主間契約を締結しております。その概要は、以下のとおりです。

A. 対象者の組織・運営等に関する事項

(a) 株主協議会及び経営協議会の設置

対象者の経営に関して公開買付者及び三井住友信託銀行間で協議するための機関として株主協議会を、対象者の円滑な運営を確保するため公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者間で協議するための機関として、経営協議会を設置する。

(b) 対象者の取締役の指名権

取締役の員数は8名とし、公開買付者が総員数の過半数の指名権を有する。公開買付者及び三井住友信託銀行が指名する具体的な人数については、公開買付者が対象者を連結子会社とすることに会計上支障がない構成とすることを前提に、公開買付者及び三井住友信託銀行の保有する対象者の株式数の比率を参考に当事者間で協議し、合意により決定する。本取引完了時点の対象者の代表取締役は3名とし、公開買付者が2名（円山法昭氏が退任するまでの間は同氏を含む。）、三井住友信託銀行が1名を指名する。

B. 対象者株式の譲渡制限

公開買付者及び三井住友信託銀行は、相手方当事者の事前の書面による同意を得ることなく、対象者の株式の全部又は一部について第三者に対して譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならず、また、合併、会社分割その他の方法により承継させてはならない。

③ 本運営覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者の公開買付者・三井住友信託銀行への事前承諾事項・事前相談事項・報告事項を含む、本取引実行後の対象者の運営について定めた本運営覚書を締結しております。

④ 本協議会規則

公開買付者及び三井住友信託銀行は、本株主間契約に関連して、対象者において本自己株式取得の効力発生後に設置する株主協議会及び経営協議会の運用方法について定めた本協議会規則を定めております。

⑤ 本遵守覚書

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者が、本株主間契約及び本協議会規則に関する事項を遵守する旨の本遵守覚書を締結しております。

⑥ 本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）

公開買付者、三井住友信託銀行及び対象者は、対象者とその株主となる公開買付者及び三井住友信託銀行間での本取引後の業務提携について定める本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）を締結しております。

⑦ 本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）

公開買付者、対象者、SBIホールディングス及びSBI証券は、対象者とSBI証券を含むSBIホールディングスの子会社及び関連会社間の既存の業務提携を継続することや、対象者の成長に向けて公開買付者、対象者及びSBI証券間で連携することについて定めた本業務提携契約（公開買付者・対象者・SBIホールディングス・SBI証券）を締結しております。その具体的内容は、本自己株式取得の完了までに当事者間で協議のうえ合意することとされております。

また、公開買付者及び対象者は、本株式併合の効力発生後、本取引に関連し、以下の各契約等について合意することを検討しております。これらの各契約等の詳細については、今後協議・交渉の上検討することを想定しており、本書提出日現在、具体的な内容は未定です。

⑧ 本業務提携契約（公開買付者・対象者）

公開買付者及び対象者は、両社間の業務提携について定める本業務提携契約（公開買付者・対象者）について合意することを検討しております。

⑨ 本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）

公開買付者及び対象者は、公開買付者の関係会社管理規程や公開買付者の親会社であるNTTのグループ経営運営費について定めた本グループ関連契約等（公開買付者・対象者）について合意することを検討しております。

⑩ 本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）

三井住友信託銀行と対象者は、三井住友信託銀行の関係会社管理規程や三井住友信託銀行のグループ経営運営費について定めた本グループ関連契約等（三井住友信託銀行・対象者）について合意することを検討しております。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年5月30日（金曜日）から2025年7月10日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年5月30日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金4,900円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券	—
株券等預託証券	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるBofA証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。BofA証券は、公開買付者グループ、対象者グループ、三井住友信託銀行及びSBIホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>BofA証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な複数の上場会社の市場評価を基にした類似会社比較法、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDDM法を用いて、下記(注)に記載の前提条件その他の一定の条件の下で対象者株式の価値算定を行い、公開買付者は、2025年5月29日付でBofA証券から本株式価値算定書(BofA証券)を取得しております。なお、公開買付者は、公開買付者及び対象者において公正性担保措置を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えたため、BofA証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書(BofA証券)によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。BofA証券による株式価値算定書の作成及びその基礎となる評価分析に関する前提条件、留意事項等については、下記(注)の記載をご参照ください。</p> <p>市場株価法 : 3,285円から3,901円  類似会社比較法 : 2,039円から4,291円  DDM法 : 2,704円から5,193円</p> <p>市場株価法では、2025年5月28日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値3,285円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,466円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,747円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,901円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,285円から3,901円までと算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社を比較対象として参照し、市場株価に対する一株当たり株主資本、及び一株当たり当期純利益の倍率を用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、2,039円から4,291円までと算定しております。</p> <p>DDM法では、公開買付者が、対象者が作成した2026年3月期から2028年3月期までの事業計画に、公開買付者が2025年5月初旬から下旬の間に対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、財務見通し等について修正を加えた上で作成した2026年3月期から2031年3月期までの財務予測をもとに、対象者が事業を安定的に運営する上で必要となる自己資本比率を設定した上で、当該比率を上回る部分の資本を、株主に帰属すべきキャッシュ・フローとして一定の株主資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を2,704円から5,193円までと算定しております。なお、当該財務予測は、公開買付者が見積もった、SBIホールディングスが本取引によって対象者の株主でなくなることにより生じ得るディスシナジーも一定織り込んでいる一方で、公開買付者が見積もった、本取引の実行を前提に対象者が公開買付者グループの持つ経営資源を活用することで実現することが期待される成長の相乗効果も一定織り込んでおります。</p>

	<p>公開買付者は、2025年5月29日に、本公開買付価格を4,900円、及び本自己株式取得価格を3,614.84円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、本公開買付価格である4,900円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年5月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,285円に対して49.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,466円に対して41.37%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,747円に対して30.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,901円に対して25.61%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格である4,900円は、本書提出日の前営業日である2025年5月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,985円に対して22.96%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載した経緯により、2025年5月28日に、本公開買付価格を4,900円、本自己株式取得を3,614.84円とすることで合意に至り、2025年5月29日、本取引の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称、当該意見の概要、当該意見を踏まえて本公開買付価格及び本自己株式取得価格を決定するに至った理由は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「算定の基礎」に記載したとおりです。</p>

(注) 上記の本株式価値算定書 (BofA証券) は、公開買付者の取締役会がその立場において本公開買付価格を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として公開買付者の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。本株式価値算定書 (BofA証券) は、対象者の株主又はSBIホールディングスが受領する対価の相違を含め、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の所有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら見解又は意見を表明するものではありません。本株式価値算定書 (BofA証券) は、本公開買付価格の公正性又は本取引の条件その他の側面若しくは結果 (本取引の形態若しくはストラクチャー又は本取引その他の点に関してなされた契約、取り決め若しくは合意を含みますがこれらに限られません。) について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、公開買付者にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する公開買付者の業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、BofA証券は、本取引又はそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。また、BofA証券は、公開買付者の指示に基づき、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者及び本取引に関する法律、規制、会計、税務その他の類似の点についても何ら見解又は意見を表明しておらず、公開買付者による評価に依拠しています (それらの点について公開買付者は専門家から必要とされる助言を得たものと理解しております。)。更に、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本公開買付価格その他の点との比較における公正性 (財務的か否かを問いません。) について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。本株式価値算定書 (BofA証券) は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において対象者株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもありません。

本株式価値算定書 (BofA証券) を作成し、その基礎となる評価分析を行うにあたり、BofA証券は、かかる情報その他の公開されている又は同社に対して提供され若しくは同社が別途検討若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという公開買付者の経営陣の表明に依拠しております。更に、BofA証券は、本株式価値算定書 (BofA証券) の前提とした公開買付者によって提供された対象者の財務予測 (以下「本財務予測」といいます。) 及び公開買付者の経営陣が本取引から生じると予想する追加費用と収益減少に係る金額と時期及びコスト削減と収益増加に係る金額と時期に関する一定の見積もりについて、それらが対象者の将来の業績に関する公開買付者の経営陣による、現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、本財務予測に反映された将来の財務的な業績の達成可能性に関する公開買付者の評価に基づき合理的に作成されたものである旨の表明を公開買付者より受けており、また、公開買付者の指示により、分析を行う際の前提としております。本株式価値算定書 (BofA証券) は、必然的に、(当該分析に別段の記載がある場合を除き) 本株式価値算定書 (BofA証券) の日付時点の金融、経済、為替、市場その他の条

件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてBofA証券が入手可能な情報に基づいています。本株式価値算定書（BofA証券）の日付以降に発生する事象が本株式価値算定書（BofA証券）の内容に影響を与える可能性があります。BofA証券は、本株式価値算定書（BofA証券）を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されています。

上述のとおり、上記のBofA証券による分析の記載は、同社が上記の本株式価値算定書（BofA証券）に関連して公開買付者の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、本株式価値算定書（BofA証券）に関連してBofA証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。本株式価値算定書（BofA証券）の作成及びその基礎となる分析は、財務分析手法の適切性及び関連性並びに手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な過程であり、したがって、BofA証券による分析は全体として又は文脈に沿って考慮される必要があります。更に、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、BofA証券による分析の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

BofA証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは公開買付者及び対象者により制御できないものです。BofA証券による分析の基礎をなす対象者の将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測と比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。BofA証券の分析は、本株式価値算定書（BofA証券）の分析の一環としてなされたものであり、本株式価値算定書（BofA証券）の提出に関連して公開買付者の取締役会に対して提供されたものです。BofA証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業若しくは事業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。したがって、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが対象者の実際の価値に関するBofA証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。

本株式価値算定書（BofA証券）は、上述のとおり、公開買付者の取締役会が（当該立場において）本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、公開買付者の取締役会又は経営陣の本取引又は本公開買付価格についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

BofA証券は、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの資産又は負債（偶発的なものか否かを問いません。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておらず、また、同社は、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの財産又は資産の実地の見分も行っておりません。また、BofA証券は、公開買付者の同意を得て、適切な引当金、補償契約又はその他の規定が設けられていない、対象者若しくはその他のエンティティの又はこれらに関連する重大な未開示の負債は存在しないことを前提としています。BofA証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる地域、国その他の法令の下でも、対象者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、公開買付者又はその他のエンティティの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。

BofA証券は、本取引に関して公開買付者の財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その全額が、本公開買付けの完了を条件としています。）を受領します。

BofA証券及び同社の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。BofA証券及び同社の関係会社は、その通常の業務の過程において、公開買付者、SBIホールディングス、三井住友信託銀行、対象者及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは所有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

BofA証券及び同社の関係会社は、公開買付者及びその関係会社の一部に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去及び現在において提供しており、また将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

更に、BofA証券及び同社の関係会社は、SBIホールディングス、対象者及びそれらの関係会社の一部に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービス（2023年3月29日付の対象者の新規株式公開において引受会社兼ジョイント・ブックランナーを務めたこと、2024年7月10日に実施されたSBIホルデ

インクスによる転換社債の発行において引受会社兼ジョイント・ブックランナーを務めたこと、及び2024年7月12日に公表された株式会社SBI新生銀行によるNECキャピタルソリューション株式会社の買収に際して、株式会社SBI新生銀行の財務アドバイザーを務めたことを含みます。)を過去及び現在において提供しており、また将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

BofA証券は、法律、会計又は税務に関連する助言は行っておりません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	47,674,496 (株)	— (株)	— (株)
合計	47,674,496 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数(47,674,496株)を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(150,793,800株)から、対象者が所有する自己株式数(14,104株)を控除した株式数(150,779,696株)から、本不応募合意株式(103,105,200株)を控除した株式数(47,674,496株)です。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	476,744
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月30日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月30日現在）（個）（g）	1,031,052
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）	1,506,898
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	31.62
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)（%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（47,674,496株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月30日現在）（個）（g）」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）」は、対象者が2024年11月27日に提出した対象者第18期中半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1,506,898個）です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式（ただし、本不応募合意株主が所有する単元未満の株式及び対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（150,793,800株）から、2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（14,104株）を控除した株式数（150,779,696株）に係る議決権の数（1,507,796個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### （1）【株券等の種類】

普通株式

### （2）【根拠法令】

#### ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならない（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするとき、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（同法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月23日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年6月22日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

## ② 銀行法第52条の9第1項（公開買付者）

公開買付者は、対象者の主要株主基準値（銀行法第2条第9項で定義され、原則として総株主の議決権の100分の20をいいます。以下③において同じです。）以上の数の議決権の保有者になろうとする者に該当するため、本株式取得については、公開買付者が、同法第52条の9第1項により、あらかじめ金融庁の認可（以下「本認可①」といいます。）を受けることが必要となります。

公開買付者は、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っており、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁に対し、本認可①の正式申請を行う予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本認可①を受けることができなかった場合、金融庁から本認可①を受けたが、本認可①に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。以下③において同じです。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可①が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可①を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

## ③ 銀行法第52条の9第1項（NTT）

NTTは、子会社である公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に該当するため、本株式取得については、NTTが、同法第52条の9第1項により、あらかじめ金融庁の認可（以下「本認可②」といいます。）を受けることが必要となります。

NTTは、本公開買付けの開始後、速やかに金融庁に対して本株式取得に関する相談を実施し、本認可②の申請を行う予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本認可②を受けることができなかった場合、金融庁から本認可②を受けたが、本認可②にNTTが同意できない条件が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁から本認可②を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。ただし、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。

(1) オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客さま専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンライントレード（<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>）にて公開買付期間末日の16時までにご手続きを行ってください。なお、オンライントレードによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込が必要です。（注）

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注） オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。ただし、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。

※ 公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>）をご確認ください。

③ 本公開買付けに係る対象者株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④ 応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

⑤ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（ただし、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要  
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

① オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。ただし、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店でのご受付になります。

② 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。ただし、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、解除してください。

なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※ 公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>) をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	233,605,030,400
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	430,000,000
その他 (c)	7,000,000
合計 (a) + (b) + (c)	234,042,030,400

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、買付予定数 (47,674,496株) に対象者株式1株当たりの本公開買付価格 (4,900円) を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
普通預金	260,797,042
計 (a)	260,797,042

#### ② 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

##### ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

#### ③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計 (b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

260,797,042千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

2025年7月17日(木曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。

買付け等は現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びロ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開

買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、金融庁から本認可①又は本認可②を受けることができなかつた場合、金融庁から本認可①又は本認可②を受けたが、本認可①又は本認可②に公開買付者又はNTTが同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可①又は本認可②が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する

方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月	沿革
1991年8月	日本電信電話㈱の出資によりエヌ・ティ・ティ・移動通信企画㈱設立
1991年11月	各地域移動通信企画㈱（地域とは、北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州です。）を設立（以下「地域企画会社8社」といいます。）
1992年4月	エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱へ商号変更
1992年7月	日本電信電話㈱より移動通信用事業（携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話）の営業譲受
1993年4月	地域企画会社8社が各地域移動通信網㈱へ商号変更（以下「地域ドコモ8社」といいます。）
1993年7月	地域ドコモ8社へ各地域における移動通信用事業（携帯・自動車電話、無線呼出）の営業譲渡
1993年10月	エヌ・ティ・ティ中央移動通信㈱と合併、同時に地域ドコモ8社が各地域移動通信㈱と合併
1998年10月	東京証券取引所市場第一部上場
1998年12月	エヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受、同時に地域ドコモ8社が各地域パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受
2000年4月	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへ商号変更、地域ドコモ8社も同様に商号変更
2002年3月	ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場
2008年7月	地域ドコモ8社と合併
2013年10月	㈱NTTドコモへ商号変更
2014年3月	ロンドン証券取引所の上場廃止
2018年4月	ニューヨーク証券取引所の上場廃止
2020年12月	日本電信電話㈱による完全子会社化により東京証券取引所市場第一部の上場廃止

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

（会社の目的）

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 電気通信設備の工事の請負、保守の受託及び賃貸
- (3) 電気通信システム及び情報処理システムの企画、開発、製造、販売及び賃貸並びに保守の受託
- (4) 通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、売買及び賃貸
- (5) ソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び賃貸
- (6) 電気通信システムを利用した楽曲、画像及び情報配信サービス並びに情報処理サービス
- (7) 広告宣伝の情報媒体の企画、開発及び販売並びに広告代理店業
- (8) 出版物の企画、制作及び販売
- (9) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- (10) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- (11) 金融業
- (12) クレジットカード業
- (13) 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の導入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
- (14) 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 有料職業紹介事業

- (17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) マルチメディア放送事業
- (19) 旅行業
- (20) その他商業全般
- (21) 前各号の事業を営む企業に対する出資
- (22) 前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティングの受託
- (23) その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

(事業の内容)

通信事業：携帯電話サービス（5Gサービス、LTE（Xi）サービス、FOMAサービス）、光ブロードバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売等  
 スマートライフ事業：動画配信・音楽配信・電子書籍サービス等のdマーケットを通じたサービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス等  
 その他の事業：補償サービス、法人IoT、システム開発・販売・保守受託等

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年5月30日現在

資本金の額	発行済株式の総数
949,679,500,000円	3,228,601,234

④【大株主】

2025年5月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,228,601,234	100.00%
計	—	3,228,601,234	100.00%

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年5月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	前田 義晃	1970年 4月4日	2000年5月 当社 入社 2013年7月 当社 マーケットビジネス推進部長 2015年7月 当社 コンシューマビジネス推進部長 2016年7月 当社 プラットフォームビジネス推進部長 2017年6月 当社 執行役員 プラットフォームビジネス推進部長 2020年6月 当社 常務執行役員 プラットフォームビジネス推進部長、デジタルマーケティング推進部長兼務 2020年7月 当社 常務執行役員 マーケティングプラットフォーム本部長 2022年6月 当社 代表取締役副社長 マーケティングプラットフォーム本部長、スマートライフビジネス本部長兼務 データ活用戦略担当 2022年7月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 データ活用戦略、スマートライフカンパニー担当 2024年6月 当社 代表取締役社長（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	副社長	齋藤 武	1966年 11月5日	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2013年6月 当社 人事部 担当部長 2016年6月 当社 第一法人営業部長 2019年6月 当社 執行役員 第一法人営業部長 2020年6月 当社 執行役員 九州支社長 同 株式会社ドコモCS九州 代表取締役社長 2022年6月 当社 常務執行役員 関西支社長 同 株式会社ドコモCS関西 代表取締役社長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 スマートライフカンパニー、営業、データ活用戦略、情報戦略担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コンシューマサービスカンパニー長 コンシューマサービスカンパニー、データ活用戦略、情報戦略担当（現在に至る）	—
代表取締役	副社長	小林 啓太	1966年 12月30日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2010年7月 当社 財務部 担当部長 2014年7月 当社 関西支社 企画総務部長 2017年6月 当社 広報部長 2020年6月 当社 執行役員 財務部 次長 2020年12月 当社 執行役員 財務部長 2023年6月 当社 常務執行役員 財務部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス担当（現在に至る）	—
代表取締役	副社長	佐藤 隆明	1967年 3月21日	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2011年7月 当社 研究開発推進部 担当部長 2014年7月 当社 R&D戦略部 担当部長 2016年7月 当社 サービスデザイン部長 2019年7月 当社 サービスイノベーション部長 2020年6月 当社 執行役員 北陸支社長 同 株式会社ドコモCS北陸 代表取締役社長 2023年6月 当社 常務執行役員 R&Dイノベーション本部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 R&Dイノベーション本部長 技術、デバイス、資材、ネットワーク担当（現在に至る）	—
取締役	—	新宅 正明	1954年 9月10日	1978年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1991年12月 日本オラクル株式会社入社 2000年8月 同社 代表取締役社長 2001年1月 米国オラクル・コーポレーション 上級副社長 2008年4月 認定NPO法人 スペシャルオリンピックス日本（現 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本） 副理事長 2008年6月 日本オラクル株式会社 代表取締役会長 2008年8月 同社 エグゼクティブアドバイザー 2009年11月 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役（現在に至る） 2011年7月 クックパッド株式会社 社外取締役 2015年12月 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外取締役 2019年3月 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 参与 2020年6月 当社 社外取締役（現在に至る） 2021年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役 2022年1月 同社 取締役（現在に至る） 2023年4月 順天堂大学医学部附属順天堂医院 外部監査委員（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	菊地 伸	1960年 1月17日	1982年4月 自治省（現 総務省）入省 1989年4月 弁護士登録（第41期）・第二東京弁護士会所属 （現在に至る） 同 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 1997年9月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る） 1998年4月 日比谷パーク法律事務所 設立パートナー 2004年10月 森・濱田松本法律事務所 パートナー 2005年6月 株式会社ジャフコ 社外監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授 2020年4月 外苑法律事務所 パートナー弁護士（現在に至る） 2020年6月 当社 社外取締役（現在に至る） 2022年6月 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役（現在に至る） 同 株式会社読売広告社 社外監査役 2023年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役（現在に至る）	—
取締役	—	石渡 明美	1960年 8月23日	1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 入社 1985年12月 花王株式会社 入社 2010年3月 同社 生活者研究センター センター長 2015年3月 同社 執行役員 コーポレートコミュニケーション部門 統括 2021年1月 同社 エグゼクティブ・フェロー 2022年1月 同社 特命フェロー 2022年6月 当社 社外取締役（現在に至る） 同 MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現在に至る）	—
取締役	—	栗山 浩樹	1961年 5月27日	1985年4月 日本電信電話株式会社 入社 2014年6月 同 取締役 新ビジネス推進室長 2019年6月 同 常務取締役 新ビジネス推進室長 2020年6月 同 執行役員 同 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役副社長 ビジネスソリューション本部長 2021年6月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長 2021年7月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長、ビジネスソリューション本部スマートワールドビジネス部長兼務 2022年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略担当 2023年6月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略、CSR担当 2024年5月 グローバル事業企画株式会社 代表取締役社長（現在に至る） （現 株式会社NTTドコモ・グローバル） 2024年6月 当社 取締役（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	小島 克重	1965年 9月12日	1989年4月 日本電信電話株式会社 入社 2019年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役 第四営業本部長 2020年4月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第三 ビジネスソリューション部長 第四ビジネスソリ ューション部長兼務 2020年6月 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第四 ビジネスソリューション部長 2021年6月 同 執行役員 ビジネスソリューション本部 第 四ビジネスソリューション部長 2023年6月 同 常務執行役員 ビジネスソリューション本部 長 2024年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現在に至 る） 同 当社 取締役（現在に至る）	—
取締役	—	黒岩 真人	1958年 9月29日	1981年4月 日本電信電話公社入社 2011年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 経営企画部長 2013年6月 同社 取締役 通信ビジネス事業本部 営業部長 2014年6月 同社 取締役 ネットワーク事業本部長 2015年6月 同社 常務取締役 ネットワーク事業本部長 2017年6月 同社 代表取締役副社長 通信ビジネス事業本部 長 2017年7月 同社 代表取締役副社長 テレコムビジネス事業 本部長 2021年6月 同社 代表取締役社長 2022年1月 当社 取締役（現在に至る） 2022年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取 締役社長 社長執行役員（現在に至る）	—
取締役	—	爪長 美菜子	1972年 4月26日	1995年4月 日本電信電話株式会社 入社 2014年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 西日本営業本部 第一営業部門 担当部長 2017年7月 同 経営企画部 サービス戦略部門 担当部長 2019年6月 同 経営企画部 営業戦略部門 担当部長 2020年4月 同 ビジネスソリューション本部 事業推進部 事業推進部門長 2020年6月 日本電信電話株式会社 新ビジネス推進室 担当 部長 2022年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役 2023年6月 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 マーケティング部門長 同 日本情報通信株式会社 取締役（現在に至る） 2024年6月 当社 取締役（現在に至る） 同 日本電信電話株式会社 執行役員 研究開発マー ケティング本部 アライアンス部門長（現在に至 る）	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	白川 貴久子	1963年 6月9日	1988年4月 日本電信電話株式会社 入社 2006年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 マーケ ティング本部代理店営業部部門長 2008年7月 当社 関西支社マーケティング本部代理店営業部 部門長 2009年7月 当社 情報システム部担当部長 2018年7月 当社 執行役員 デジタルマーケティング推進部 長 2020年6月 当社 執行役員 中国支社長 2023年6月 当社 取締役（常勤監査等委員）（現在に至る）	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役 (常勤監査等委員)	—	齋藤 謙二郎	1959年 7月10日	1983年4月 日本電信電話公社 入社 2012年11月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 経営企画部 担当部長 2013年6月 同社 取締役 経営企画部長 2016年6月 同社 常務取締役 経営企画部長 ビジネスクリエーション部長 2019年6月 同社 常務取締役 ネットワーククラウド事業本部長 2020年6月 同社 代表取締役副社長 ネットワーククラウド事業本部長 2022年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	原田 清志	1962年 1月11日	1986年4月 日本電信電話株式会社 入社 2015年6月 東日本電信電話株式会社 取締役 神奈川事業部長 神奈川事業部神奈川支店長兼務 2016年6月 同 取締役 ビジネス&オフィス営業推進本部 副本部長 ビジネス&オフィス営業推進本部 ビジネス営業部長兼務 同 株式会社NTT東日本-南関東 取締役 2017年7月 東日本電信電話株式会社 取締役 ビジネスイノベーション本部 副本部長 ビジネスイノベーション本部 バリュークリエイト部長兼務 2019年6月 NTTファイナンス株式会社 常務取締役 ビリング事業本部長 2022年6月 同 代表取締役副社長 ビリング事業本部長 2024年6月 当社 社外取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	池田 佳隆	1961年 11月22日	1984年4月 日本電信電話公社 入社 2010年7月 西日本電信電話株式会社 岐阜支店長 2012年6月 同社 兵庫支店長 関西事業本部 副本部長兼務 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 取締役 総務人事部長 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 常務取締役 企画総務部長 事業連携推進部長 2022年6月 当社 社外取締役 (常勤監査等委員) (現在に至る)	—
取締役 (監査等委員)	—	千葉 通子	1961年 6月27日	1984年4月 東京都庁 入庁 1989年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年3月 公認会計士登録 2004年5月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2010年7月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2016年9月 千葉公認会計士事務所 公認会計士 (現在に至る) 2018年6月 カシオ計算機株式会社 社外監査役 2019年3月 D I C株式会社 社外監査役 2019年6月 カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等委員 (現在に至る) 同 TDK株式会社 社外監査役 2022年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員 (現在に至る) 2022年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2023年6月 株式会社ニコン 社外取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2024年6月 三井不動産株式会社 社外監査役 (現在に至る)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第34期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成しております。

公開買付者の第34期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の財務諸表は、公開買付者の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
電気通信事業固定資産		リース債務	167,204
有形固定資産		退職給付引当金	169,960
機械設備	1,085,415	事業撤退損失引当金	226
空中線設備	391,886	資産除去債務	3,133
通信衛星設備	121	その他の固定負債	1,516
端末設備	27	固定負債合計	342,040
線路設備	36,746	流動負債	
土木設備	10,564	買掛金	324,499
建物	224,860	短期借入金	1,012,830
構築物	50,781	リース債務	13,192
機械及び装置	6,894	未払金	1,139,592
車両	297	未払費用	18,775
工具、器具及び備品	90,408	未払法人税等	60,909
土地	194,863	契約負債	238,224
リース資産	168,959	返金負債	78,339
建設仮勘定	197,245	前受金	5
有形固定資産合計	2,459,066	預り金	162,891
無形固定資産		事業撤退損失引当金	226
施設利用権	7,356	ポイントプログラム引当金	27,037
ソフトウェア	797,448	クレジット特典引当金	24,297
特許権	37	その他の流動負債	27,470
借地権	43,638	流動負債合計	3,128,287
その他の無形固定資産	53,678	負債合計	3,470,326
無形固定資産合計	902,157	純資産の部	
電気通信事業固定資産合計	3,361,223	株主資本	
投資その他の資産		資本金	949,680
投資有価証券	266,824	資本剰余金	
関係会社株式	771,017	資本準備金	292,385
その他の関係会社投資	17,585	その他資本剰余金	415,499
関係会社長期貸付金	42,225	資本剰余金合計	707,884
長期前払費用	72,025	利益剰余金	
長期未収入金	553,023	利益準備金	4,100
繰延税金資産	153,906	その他利益剰余金	
その他の投資及びその他の資産	121,141	別途積立金	358,000
貸倒引当金	△1,431	繰越利益剰余金	4,007,158
投資その他の資産合計	1,996,316	利益剰余金合計	4,369,258
固定資産合計	5,357,539	株主資本合計	6,026,821
流動資産		評価・換算差額等	
現金及び預金	10,712	その他有価証券評価差額金	71,930
売掛金	673,549	評価・換算差額等合計	71,930
未収入金	2,946,463	純資産合計	6,098,752
貯蔵品	203,304		
前渡金	7,254		
前払費用	65,599		
返品資産	26,414		
関係会社短期貸付金	205,717		
その他の流動資産	151,668		
貸倒引当金	△79,142		
流動資産合計	4,211,539		
資産合計	9,569,078	負債・純資産合計	9,569,078

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

# 損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

科目	金額	
電気通信事業営業損益		
営業収益		
音声伝送収入	1,007,398	
データ伝送収入	1,932,280	
その他の収入	241,074	3,180,752
営業費用		
営業費	1,000,318	
施設保全費	398,371	
共通費	43,407	
管理費	84,053	
試験研究費	83,793	
減価償却費	522,869	
固定資産除却費	31,006	
通信設備使用料	536,151	
租税公課	65,568	2,765,536
電気通信事業営業利益		415,216
附帯事業営業損益		
営業収益		1,597,928
営業費用		1,315,103
附帯事業営業利益		282,825
営業利益		698,041
営業外収益		
受取利息	1,928	
受取配当金	207,880	
雑収入	16,107	225,914
営業外費用		
支払利息	5,232	
支払手数料	3,446	
固定資産売却損	4,736	
投資有価証券評価損	4,322	
関係会社株式評価損	5,428	
雑支出	3,893	27,057
経常利益		896,898
特別利益		
投資有価証券売却益	14,116	14,116
税引前当期純利益		911,014
法人税、住民税及び事業税		212,446
法人税等調整額		△1,972
当期純利益		700,540

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	949,680	292,385	443,487	735,872	4,100	358,000	4,081,482	4,443,581	6,129,133
当期変動額									
吸収分割による減少			△27,988	△27,988					△27,988
剰余金の配当							△774,864	△774,864	△774,864
当期純利益							700,540	700,540	700,540
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計			△27,988	△27,988			△74,324	△74,324	△102,312
当期末残高	949,680	292,385	415,499	707,884	4,100	358,000	4,007,158	4,369,258	6,026,821

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92,280	92,280	6,221,413
当期変動額			
吸収分割による減少			△27,988
剰余金の配当			△774,864
当期純利益			700,540
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,349	△20,349	△20,349
当期変動額合計	△20,349	△20,349	△122,661
当期末残高	71,930	71,930	6,098,752

(注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）によっています。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

#### (2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年以内）に基づく定額法によっています。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

#### (3) ポイントプログラム引当金

将来の「dポイント」等の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

#### (4) クレジット特典引当金

将来のdカードにおける「年間ご利用額特典」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年

度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

#### (5) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

収益は、顧客への商品またはサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いています。当社は商品またはサービスに対する支配が顧客に移転したことによって履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

当社においては、コンシューマ通信事業、スマートライフ事業及びその他の事業（法人通信等）の3つの主要な事業において、通信サービス、端末機器販売、スマートライフサービスの3つのサービスを提供しています。

また、当社は、ポイントプログラムを展開しています。

#### ① 通信サービス（コンシューマ通信・法人通信）

##### i) モバイル通信サービス

通信サービスのうち、主なものはモバイル通信サービスです。当社は、契約者と直接または販売代理店経由でモバイル通信サービスに関する契約を締結しています。

当社は、日本の電気通信事業法及び政府の指針に従って料金を設定していますが、同法及び同指針では移動通信事業者の料金決定には政府の認可は不要とされています。モバイル通信サービスは、契約に基づき、契約者に対して回線を提供し、当該回線を利用した音声通話及びパケット通信の提供を行うことを履行義務として識別しています。モバイル通信サービスの収入は、主に月額基本使用料、通信料収入及び契約事務手数料により構成されています。

月額基本使用料及び通信料収入は、音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、これらの利用に応じて各月の収益として計上しています。収益として計上された金額は、月次で請求し、短期のうちに回収しています。

契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、顧客に重要な権利を提供する期間にわたって、収益として認識しています。

##### ii) 光通信サービス及びその他の通信サービス

当社は、日本電信電話株式会社の子会社である東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）より、光アクセスのサービス卸を受け、光ブロードバンドサービスを提供しています。光ブロードバンドサービスについては、契約に基づき、契約者に対して光ブロードバンドサービスを提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務については、光ブロードバンドサービスの利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。

また、光ブロードバンドサービス契約者のうち、特定のパケット料金プラン契約者に対して、一定の割引を行うセット契約を提供していますが、これらの契約は個別にも提供しており、それぞれ独立した販売価格があります。セット契約の対価は独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分され、「音声伝送収入」及び「データ伝送収入」に、収益として認識しています。

光ブロードバンドサービスの工事料及び契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、サービス毎に顧客に重要な権利を提供する期間にわたって収益として認識しています。

#### ② 端末機器販売

当社は、提供する携帯電話サービスに対応した通信端末を端末メーカーから購入し、主にお客さまへの販売を行う販売代理店に対して販売しています。端末機器の販売については、販売代理店等へ端末機器を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡し時に、端末機器販売に係る収益から代理店手数料及びお客さまに対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。また、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際には、分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、当社は、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しています。未回収の立替金については、貸借対照表において、回収期限が1年以内の場合は「未収入金」に、回収期限が1年を超える場合は「長期未収入金」に計上しています。

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供しています。この結果として権利が得られないと見込む額を返金負債として認識し、同額を収益から控除しています。当該負債は、貸借対照表において「返金負債」に含まれています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。また、当社は、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回

収する権利を貸借対照表において「返品資産」に含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト（返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む）を控除した額で測定しています。

### ③ スマートライフサービス

スマートライフサービスについては、金融決済サービス、コンテンツライフスタイルサービス（動画・音楽・電子書籍等配信サービス・ドコモでんき等）、マーケティングソリューション、あんしん系サポート（ケータイ補償サービス等）等のサービスを提供しています。

当社は、履行義務が充足される時点を、引渡し完了またはサービスが提供された時点と判断し収益を認識しています。

（総額または純額での表示）

第三者から仕入れた物品又はサービスを当社が販売又は提供する場合の収益の表示について、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得しているときには、本人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価の総額を収益として表示しています。

これに対し、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得していないときには、代理人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額を収益として表示しています。

（ポイントプログラム）

当社は、個人の顧客に対し、携帯電話及びクレジットサービス（dカード）の利用並びに加盟店での支払い等に応じてポイントを進呈する「dポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社グループ商品の購入時の支払い及び通信料金への充当並びに加盟店での支払いへの充当等が可能です。なお、個人の顧客は、モバイル通信サービス契約の解約後も「dポイント」を利用することが可能です。

また、法人の顧客に対し、携帯電話の利用等に応じてポイントを進呈する「ドコモビジネスポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社商品の購入時の支払いへの充当等が可能です。

顧客との契約において進呈した「dポイント」及び「ドコモビジネスポイント」のうち、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の「契約負債」に計上しています。取引価格はこれらのポイントに係る履行義務とポイントの進呈対象となる商品またはサービスに係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しています。ポイントの履行義務に配分され、「契約負債」に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しています。一方、契約における履行義務を生じさせないポイントは「引当金」として認識及び表示しています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

（直接販売契約）

当社が直接お客さまに対して端末機器を販売し、同時またはほぼ同時にモバイル通信サービスに関する契約の締結を行う場合、端末機器収入、モバイル通信サービス収入は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しています。端末機器販売及びモバイル通信サービスの契約は個別にも提供しており、個別に提供際の販売価格（独立販売価格）があります。この場合、取引価格の合計額を独立販売価格の比率に基づき、端末機器収入及びモバイル通信サービス収入に配分しています。端末機器収入に配分された金額はお客さまへ端末を引渡した時点で、モバイル通信サービス収入に配分された金額は音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しています。上記の価格配分の結果、端末機器販売時に認識された収益の金額がお客さまから受け取る対価の金額よりも大きい場合には差額を契約資産に、小さい場合には差額を契約負債に計上しています。なお、貸借対照表上、契約資産は「その他の流動資産」に含めて表示しています。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

### (2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記していた「預け金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において「雑収入」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

前事業年度において独立掲記していた「投資事業組合運用損」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「雑支出」に含めて表示しています。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 投資有価証券及び関係会社株式

当事業年度計上額

投資有価証券	266,824百万円
関係会社株式	771,017百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等の評価を行う場合、事業計画等に基づく将来の業績予想等について、一定の仮定を設定しています。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定に見直しが行われた場合、翌事業年度の計算書類において、投資有価証券及び関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 退職給付引当金

当事業年度計上額 169,960百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。退職給付債務及び年金資産の算定においては、割引率、昇給率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性については外部の年金数理人からの助言を得ていますが、数理計算上の仮定は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。翌事業年度の計算書類において、退職給付引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 契約負債及び引当金（ポイントプログラム）

当事業年度計上額 160,324百万円（契約負債：133,286百万円、引当金：27,037百万円）

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、顧客との契約において、進呈したポイントのうち、将来顧客が利用すると見込まれるポイントを履行義務として「契約負債」に計上し、契約における履行義務を生じさせないものについて、「ポイントプログラム引当金」を計上しています。契約負債及び引当金の算定においては、利用率、失効率、解約率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。また、契約負債及び引当金の算定は、決算日における最善の見積りに基づいて行っていますが、将来、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じるにより、翌事業年度の計算書類において「契約負債」及び「引当金」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 返金負債

当事業年度計上額 78,339百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供し、権利が得られないと見込む額を「返金負債」として認識し、同額を収益から控除しています。

返金負債の見積りについては、過去の経験等に基づいて、商品の種類ごとに算出した端末取替時期や、プログラム加入者による当該プログラムの利用率等の仮定を見積り、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲で算定しています。顧客による端末返品数やその時期についての不確実性があり、将来、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じるにより、翌事業年度の計算書類において、「返金負債」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報  
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,516,273百万円です。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権	113,877百万円
短期金銭債務	249,083百万円
4. 当社は資金調達的手段として、債権流動化による未収入金の現金化を行っています。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない未収入金の金額は1,014,667百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債（短期借入金）の金額は1,012,830百万円です。
5. 当事業年度末における顧客との契約から生じた債権は、683,774百万円です。
6. 当事業年度末における契約資産の金額は、7,333百万円です。

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高	
営業収益	110,433百万円
営業費用	728,081百万円
営業取引以外の取引高	206,280百万円
2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは次のとおりです。

受取配当金	198,427百万円
-------	------------
3. 特別利益

投資有価証券売却益	14,116百万円
-----------	-----------

当社が保有していた株式会社ローソン等の株式の売却によるものです。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,228,601,234株
------	----------------
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額  
2024年6月14日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。
    - ・普通株式の配当に関する事項
      - ① 配当金の総額 774,864百万円
      - ② 1株当たりの配当額 240円
      - ③ 基準日 2024年3月31日
      - ④ 効力発生日 2024年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
第34期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

① 配当金の総額	697,378百万円
② 1株当たり配当額	216円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月17日
⑤ 配当の原資	利益剰余金

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、退職給付引当金、投資有価証券評価損、減価償却限度超過額等の否認、貸倒引当金、ポイントプログラム引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は83,169百万円です。

### 2. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理

当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は2,400百万円増加し、法人税等調整額が2,400百万円減少しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入、債権流動化及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である借入金及びリース債務は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金、関係会社短期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等と認められるものは、下表には含まれていません。

また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	246,263	246,263	—
(2) 関係会社株式	50,916	37,222	△13,694
(3) 関係会社長期貸付金(*1)	288,689	288,689	—
(4) 売掛金	673,549		
(5) 未収入金(*2)	3,499,486		
貸倒引当金(*3)	△75,776		
	4,097,259	4,097,259	—
(6) リース債務(*4)(*5)	(180,396)	(130,166)	50,230

(\*1) 関係会社短期貸付金及び1年以内の関係会社長期貸付金を含めています。

(\*2) 長期未収入金を含めています。

(\*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(\*4) 負債に計上されるものについては、( ) で表示しています。

(\*5) 1年以内のものを含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### (1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

- ① その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式及び債券	144,867	246,237	101,370
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式及び債券	26	26	—

- ② その他有価証券の当事業年度の売却額は27,463百万円であり、売却益は14,116百万円、売却損は202百万円です。

### (3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

### (4) 売掛金及び(5) 未収入金

これらは3年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

### (6) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は727,482百万円です。(1)投資有価証券及び(2)関係会社株式には含めていません。

(注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項を適用し、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項の注記をしておりません。当事業年度末の貸借対照表計上額は30,765百万円です。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	エヌ・ティ・ ティ・コムウ ェア株式会社	66.6%	資金の貸借	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	75,981 275	関係会社短 期貸付金	96,854

### 2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイ ナンス株式 会社	なし	業務委託	金銭の消費寄託 (注2)	138,480	預け金	9,562
				債権の譲渡(注3)	5,613,637	未収入金 預り金	370,432 7,534

#### 取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注1) エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。また、担保は受け入れていません。

(注2) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

(注3) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,888円98銭

1株当たり当期純利益 216円98銭

### (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### ① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

#### ② 【上記書類を縦覧に供している場所】

### 2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

### 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,031,052 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1,031,052	—	—
所有株券等の合計数	1,031,052	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,031,052 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1,031,052	—	—
所有株券等の合計数	1,031,052	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者株式を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2025年5月30日現在)

氏名又は名称	三井住友信託銀行株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
職業又は事業の内容	信託業務、預金業務、貸付業務、外国為替業務、証券業務（公共債の売買等）他
連絡先	連絡先：三井住友信託銀行株式会社 電話番号：03(3286)1111（大代表）
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 公開買付者及び三井住友信託銀行は、本基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、三井住友信託銀行は、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年5月30日現在)

氏名又は名称	SBIホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
職業又は事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
連絡先	連絡先：SBIホールディングス株式会社 電話番号：03(6229)0100（大代表）
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 公開買付者及びSBIホールディングスは、本基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、SBIホールディングスは、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年5月30日現在)

氏名又は名称	住信SBIネット銀行株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号
職業又は事業の内容	モバイルアプリ・インターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、デビットカード業務、BaaS (Banking as a Service) 事業等の金融サービス等
連絡先	連絡先：住信SBIネット銀行株式会社 電話番号：(03)6779-5496
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本株式併合の効力発生後、本自己株式取得を行うことを予定しているとのことですので、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

②【所有株券等の数】

三井住友信託銀行株式会社

(2025年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	515,526 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	515,526	—	—
所有株券等の合計数	515,526	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

SBIホールディングス株式会社

(2025年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	515,526 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	515,526	—	—
所有株券等の合計数	515,526	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 対象者決算短信によれば、特別関係者である対象者は、2025年3月31日現在、対象者株式14,104株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

### (1) 本基本契約

公開買付者は、2025年5月29日付で、対象者、並びに対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で、①三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、その所有する本不応募合意株式について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について合意し、かかる諸条件について定めた本基本契約を締結しております。本基本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

### (2) 本株主間契約

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行との間で、本取引後の対象者の運営並びに対象者株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。本株主間契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

### (3) 本運営覚書

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行及び対象者の間で、対象者による公開買付者・三井住友信託銀行への事前承諾事項・事前相談事項・報告事項を含む、本取引後の対象者の運営について定めた本運営覚書を締結しております。本運営覚書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

### (4) 本協議会規則

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行との間で、本株主間契約に関連して、対象者において今後設置する協議会等の運用方法について定めた本協議会規則を締結しております。本協議会規則の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(5) 本遵守覚書

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行及び対象者との間で、対象者が、本株主間契約及び本協議会規則に関する事項を遵守する旨の本遵守覚書を締結しております。本遵守覚書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

**4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】**

該当事項はありません。

**第4【公開買付者と対象者との取引等】**

**1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】**

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同及び応募推奨

対象者プレスリリースによれば、対象者は2025年5月29日開催の取締役会において、公開買付者による対象者株式に対する本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本基本契約

公開買付者は、2025年5月29日付で、対象者、並びに対象者の主要株主である三井住友信託銀行及びSBIホールディングスとの間で、①三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、その所有する本不応募合意株式会社について本公開買付けに応募しないこと、②三井住友信託銀行及びSBIホールディングスが、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること、③SBIホールディングスが、その所有する本SBIホールディングス所有株式について、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得を通じて対象者に売却することを含めた、一連の本取引に係る諸条件について合意し、かかる諸条件について定めた本基本契約を締結しております。本基本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

③ その他契約等

公開買付者は、2025年5月29日付で、三井住友信託銀行及び対象者との間で、本運営覚書、本遵守覚書並びに本業務提携契約（公開買付者・三井住友信託銀行・対象者）を締結しております。また、公開買付者は、本株式併合の効力発生後、対象者との間で本業務提携契約（公開買付者・対象者）及び本グループ関連契約を締結することを検討しておりますが、これらの各契約等の詳細については、今後関係者間で協議・交渉することを想定しており、本書提出日現在、具体的な内容は未定です。これらの詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高株価	3,620	3,990	4,880	5,140	4,460	4,220	4,120
最低株価	2,575	3,475	3,720	3,905	3,465	2,810	3,180

(注) 2025年5月については、5月29日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月22日関東財務局長に提出  
事業年度 第17期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月18日関東財務局長に提出  
事業年度 第18期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月17日関東財務局長に提出予定

② 【半期報告書】

事業年度 第18期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月27日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

住信SBIネット銀行株式会社  
(東京都港区六本木三丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6 【その他】

### (1) 「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2025年5月9日付で「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### (i) 損益の状況

会計期間	2025年3月期累計期間
経常収益	146,521百万円
経常費用	108,331百万円
経常利益	38,189百万円
特別利益	3,679百万円
特別損失	94百万円
当期純利益	28,127百万円

#### (ii) 1株当たりの状況

会計期間	2025年3月期累計期間
1株当たり当期純利益	186.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円
1株当たり配当額	19.00円

### (2) 「2026年3月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年5月29日開催の取締役会において、2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年5月29日に公表した「2026年3月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

### (3) 本資本業務提携（SBI）の公表

SBIホールディングスは、2025年5月29日開催の取締役会において、NTTによるSBIホールディングスへの出資を含む本資本業務提携（SBI）について公表したとのことです。詳細につきましては、NTTが2025年5月29日に公表した「SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及びSBIホールディングスが2025年5月29日に公表した「日本電信電話株式会社との資本業務提携及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
連結経常収益	百万円	78,754	83,527	98,052	118,572
連結経常利益	百万円	20,726	23,265	29,390	34,846
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	13,928	17,113	19,932	24,845
連結包括利益	百万円	14,741	11,706	16,254	21,143
連結純資産額	百万円	134,182	145,392	131,691	151,608
連結総資産額	百万円	7,233,344	8,534,021	8,679,004	10,676,416
1株当たり純資産額	円	886.36	963.98	872.74	1,005.41
1株当たり当期純利益	円	92.36	113.49	132.18	164.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—
自己資本比率	%	1.84	1.70	1.51	1.42
連結自己資本利益率	%	11.02	12.26	14.39	17.54
連結株価収益率	倍	—	—	9.20	14.14
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	268,109	462,147	△949,788	551,176
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△39,804	△205,611	312,762	15,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△632	△29,955	△1,393
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,511,526	1,767,429	1,100,449	1,665,582
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	638 (182)	657 (163)	748 (53)	746 (42)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を(期首自己資本＋期末自己資本)÷2で除して算出しております。
4. 第14期及び第15期の連結株価収益率については、対象者株式が非上場であったため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(取締役を兼任していない執行役員及び社外から対象者への出向者を含む。)であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を( )内に外書きで記載しております。
6. 対象者は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 対象者の経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	74,569	75,285	79,346	94,044	114,544
経常利益	百万円	18,738	20,608	22,346	29,035	33,605
当期純利益	百万円	12,477	13,900	16,680	19,890	23,784
資本金	百万円	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
発行済株式総数	千株	1,507	1,507	150,793	150,793	150,793
純資産額	百万円	118,798	133,521	144,792	130,992	149,928
総資産額	百万円	6,373,242	7,204,724	8,533,737	8,677,604	10,674,141
預金残高	百万円	5,392,277	6,293,877	7,115,850	7,977,700	9,465,829
貸出金残高	百万円	4,043,990	4,566,789	5,409,936	6,606,594	7,978,762
有価証券残高	百万円	645,361	692,622	813,670	568,626	571,806
1株当たり純資産額	円	787.81	885.45	960.19	868.68	994.26
1株当たり配当額	円	—	—	—	198.95	16.50
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(7.50)
1株当たり当期純利益	円	82.74	92.18	110.61	131.90	157.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	1.86	1.85	1.69	1.50	1.40
自己資本利益率	%	11.05	11.01	11.98	14.42	16.93
株価収益率	倍	—	—	—	9.22	14.77
配当性向	%	—	—	—	150.82	10.45
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	549 (197)	525 (143)	527 (126)	592 (45)	628 (33)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	% (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	192.8 (141.3)
最高株価	円	—	—	—	1,245	2,353
最低株価	円	—	—	—	1,172	1,234

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 自己資本利益率は、当期純利益を(期首自己資本+期末自己資本)÷2で除して算出しております。
4. 第15期以前の株価収益率については、対象者株式が非上場であったため、記載しておりません。
5. 第15期以前の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第16期の1株当たり配当額は、2023年1月18日付の臨時株主総会決議(会社法第319条第1項に基づく書面決議)により、同日を基準日、2023年1月20日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする1株当たり198円95銭の現金配当であります。
7. 従業員数は就業人員(取締役を兼任していない執行役員及び社外から対象者への出向者を含む。)であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を( )内に外書きで記載しております。
8. 第14期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
9. 対象者は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及

び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 2023年3月29日付をもって東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしましたので、第16期以前の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第17期の株主総利回り及び比較指標は、第16期末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。  
なお、2023年3月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。